

東京都環境審議会 環境確保条例改正特別部会分科会（第3回）

第一本庁舎 33 階 特別会議室 S6

平成19年11月19日（月）

午後 4 時 0 0 分開会

山下課長 定刻になりましたので、ただいまから第 3 回環境確保条例改正特別部会分科会を開催させていただきます。委員の皆様には、本日もお忙しい中まことにありがとうございます。私、事務局の環境政策課山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着席してご説明申し上げます。

初めに本日の資料の確認をさせていただきます。一番上に本日の会議次第をつけさせていただいておりますが、本日の議事として個別事項審議とございますが、(1)「地球温暖化対策計画書制度の強化」ということで、先日、1 回目の審議を行わせていただきましたが、2 回目の審議を予定してございます。

これまでの分科会で委員の皆様からご意見をいただきまして、それを踏まえまして、(2)「中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度」、(3)「家庭用電気機器等の省エネ対策」を追加いたしましたのでよろしくお願いいたします。

配付資料でございますが、1 から 3 までつけてございます。その後ろに別紙等がございます。あとは参考資料が 1 から 7 までつけてございますので、ご確認いただきたいと思います。

本日、新しい委員がご出席されておりますのでご紹介させていただきます。東京商工会議所環境委員会代表幹事として委員を務めていただいておりますアサヒビールの竹田委員につきましては、商工会議所における役職変更に伴いまして、平成 19 年 11 月 8 日付で委員を解職ということでございまして、新たに東京ガス株式会社環境部長の富田鏡二様にご就任いただくことになりました。

富田委員、一言ごあいさついただければと存じます。

富田委員 はじめまして。東京ガスの環境部長をしております富田でございます。東京商工会議所の環境委員会の代表幹事という立場で出席させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

山下課長 ありがとうございます。これからの議事につきましては座長にお願いしたいと存じます。小早川座長、よろしくお願いいたします。

小早川座長 皆様、きょうもよろしくお願いいたします。

早速議事に入りますが、議事(1)「地球温暖化対策計画書制度の強化」の審議に入らせていただきます。最初に事務局から説明をお願いします。

小沼副参事 環境政策対策副参事の小沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします

す。座って説明させていただきます。

本日の議題 1 の「地球温暖化対策計画書制度の強化」の内容のご説明に先立ちまして、まず私から関連するご説明をさせていただきます。

お手元の会議資料の参考資料 1 としまして、10 月 25 日に開催いたしました第 2 回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)の配付資料、抜粋版になりますが添付させていただいております。第 2 回ステークホルダー・ミーティングの概略を簡単にご説明させていただきますと思います。

ご案内のとおり、ステークホルダー・ミーティングにつきましては、気候変動対策方針で提起しました施策につきまして、事業者、関係 NGO の方々など幅広い方々にご意見をいただきまして施策形成に資するというところで開催してございます。第 1 回のステークホルダー・ミーティングにつきましては、気候変動対策方針全般ということで意見交換を実施しました。今回 10 月 25 日の第 2 回目につきましては、参考資料 1 の当日の議事次第をごらんいただきたいんですが、配付資料で、地球温暖化対策計画書制度の強化、建築物環境計画書制度の強化ということで、こちらのほうを中心に意見交換を行ったところでございます。本日、ステークホルダー・ミーティングの当日に使用しました資料につきまして添付させていただいておりますが、当条例改正部会の第 1 回分科会、前々回の分科会になりますが、こちらでご説明させていただいた資料を用いておりますので、本日、同じ資料については添付を省略させていただいております。

ステークホルダー・ミーティング第 2 回につきましては、実質的な議論を少しでも長くとるという観点から、配付資料につきまして、事前に各団体の方々にごらんいただきまして、質問、意見等を集約させていただいたところでございます。いただきました資料につきまして、資料 9 として添付させていただいております。これは各団体の皆様方からいただきました資料につきまして、都側の考え方を添えてまとめさせていただいたものでございます。ごらんのように、たくさんの団体の方からご意見、ご質問をいただきましたので、当日は資料 10 の形で、多くの団体に共通するもの、あるいは都の基本的な考え方にかかわるものにつきまして七つの論点という形でまとめさせていただいております。

当日の会議の流れでございますが、地球温暖化対策計画書制度の強化、建築物環境計画書制度の強化をご説明させていただいて、続きまして資料 10 の七つの論点を用いまして、都側の考え方を、各団体のご意見、ご質問に応ずるという形でご説明をさせていただき、引き続き意見交換会を行ったところでございます。本日は、条例改正部会当分科会にお示

しをしておりませんでした資料 10 の「第 2 回ステークホルダー・ミーティング：7 つの論点」の資料を簡単にご説明させていただきたいと思います。資料 10 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

七つの論点のうち第 1 として「削減の技術的裏づけ」がございます。技術的な裏づけなしに削減義務を設定しましても削減には結びつかないのではないかと、日本、特に東京の事業所は効率はきわめて高くなっているということで、これ以上は大変厳しい状況だというご意見でございます。これに対しまして私どもの考えでございますが、省エネ技術は日進月歩している、最近の省エネ技術の活用で CO<sub>2</sub> の削減の余地はまだ十分にあると考えてございます。

中ほどにグラフがございます。ビルが使うエネルギーのうち約 3 割が空調設備熱源ということでございます。その中でシェアが高いターボ冷凍機、吸収式冷凍機、こちらのほうの効率の向上を示したグラフとなっております。70 年代の製品と比較すると 1.5 倍から 2 倍性能が向上しているということでございます。

この機器がどのくらい都内の事業所で使われているかということでございますが、下のほうのグラフをごらんいただきたいと思います。私どもが持っておりますデータでは、都内の事業所では、まだまだ 70 年代以前の熱源機器が相当残っているということでございます。今回提起申し上げている新制度につきましては、2010 年を制度の開始時期としておりまして、2010 年の時点では、半分の事業所で熱源機器が法定耐用年数 15 年を超えていることとなります。法定耐用年数と実際の使用年数は違うものでございますが、新制度で提起しております 2020 年というちょっと長い期間を視野に入れているということでございますが、2020 年まで視野に入れて広げて考えますと、かなりの機器が更新時期を迎えることになるということで、CO<sub>2</sub> の削減余地は大きいものと考えてございます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。論点の第 2 は「自主的取組の評価」でございます。現在の地球温暖化対策計画書制度は大変実効性が高い、削減義務化ではなくて、この制度の改善を図るべきだというご意見でございました。これに対しまして私どもの考えでございますが、自主的取組を前提とした改善案では大幅な削減は進まない、都の提案は、現行制度の利点と経験を生かしながら、さらなる CO<sub>2</sub> 削減を可能とする現実的な提案だと考えてございます。

第 1 回のステークホルダー・ミーティングにおきましても、経済団体の方々から、義務化ではなく自主的取組を前提にした改善を図るべきというご意見をいただいております、

その際、私どもからは、それでは対案をお示しいただきたいとお願いをしておりました。今回、各団体の方々から改善案としまして4点ご提案をいただいております。一つは優良企業の表彰、二つ目が、対策が不十分な事業所も含めた全事業所の公表、さらに対象事業所の拡大とかエネルギー効率による合理的な評価基準の検討といったご提案もいただいております。そのうち1番の優良企業の表彰につきましてはすでに現行制度に含まれておりました、2番の対策が不十分な事業所の公開についてですが、現行制度では、B、C評価を受けたような事業所につきましては公開をしておりません。しかし、B、C事業所の数でございますが、全事業所の1.5%、19事業所にすぎないということで、こちらのほうを公開しても大幅な削減は難しいと考えてございます。

資料の中ほどで、自主的な取組ではなかなか進まないという事例としまして、温度管理の問題をご紹介します。事務所の温度管理でございますが、省エネ対策の中でも最も基本的な対策であるということで、さらに国の省エネ法におきましても、全事業所が遵守すべき基準とされているということで自主的に取り組んでいることになっているということでございます。

実際に都の申告を見ましても、温度管理を適切にやっているという回答が多いということでございます、その根拠の確認をさせていただくということで、ビル管理法に基づく報告データの提出を求めたということでございます。そうしたところ、3分の2の事業所で、やっていると言いつつも適切な温度管理が行われていないことがわかったということでございます。

以上のように、自主的取組だけでは、最も基本的な対策すら簡単には進まないのが実態だということで、一例をご紹介します。

2ページの最後のところでございますが、もう一つ、私どもは、CO<sub>2</sub>の削減を経営者の方が真剣に考える契機になるということで考えてございます。現行制度の運用の中で、多くの事業所の現場スタッフの方からご意見をいただいておりますが、これ以上踏み込んだ対策はトップの判断がないと進まないというご意見でございました。CO<sub>2</sub>削減の義務化を省エネ対策として、現場の管理レベルから、経営者が真剣に考慮すべき課題に変える契機になると考えてございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。論点の第3は削減義務と経済活動の制限についてでございます。企業のCO<sub>2</sub>の排出量にキャップをかけることは、エネルギー使用量の制限、すなわち企業活動そのものの制限に当たる、CO<sub>2</sub>排出量に傾倒した計画経済につな

がる、さらには東京の経済活力を損なうおそれがある、そういったご意見でございます。

これに対する私どもの考え方でございますが、先進的な省エネ技術の活用とか、CO<sub>2</sub> 排出量の少ないエネルギーの転換、さらには排出量取引制度の導入という手法によりまして、CO<sub>2</sub> の排出削減、企業の成長を両立することは十分に可能だと考えてございます。各国の削減義務と排出量取引の状況を一覧表にしております。削減義務の導入が、多くの国や地域で進んでいることから、私どもの経済と企業の成長を両立するものだと考えてございます。

都の提案は、東京の都市の活力を高めて長期的な成長を可能にするしくみだと考えてございます。国内の産業部門におきましては、これまでに高効率の設備の導入によりまして生産規模の拡大、CO<sub>2</sub> の削減を両立させている企業は少なくないと考えてございます。CO<sub>2</sub> の増加が著しい業務部門におきまして、さらに積極的な CO<sub>2</sub> の削減の取組が求められているとしてございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。論点の第 4 は「削減義務と長期的対策」についてでございます。短期的な視点から削減義務を設定しますと、短期的な経済合理性ばかりを追及することになってしまうことから、長期的視点からの投資判断ができない、あるいは企業による真に効果的な省エネ対策への投資、革新的技術の開発にはインセンティブが働かないというご意見がございます。これに対します私どもの考え方でございますが、省エネルギー技術や再生可能エネルギーへの投資、こちらのほうが安定的に行われるためには、中長期的な CO<sub>2</sub> 削減の目標の設定は必要だという認識ではございます。今回の新たな削減義務の制度におきまして、中期的に必要な削減レベルを示すとともに、計画的な省エネ投資の実施を促進していくとしてございます。海外の状況でございますが、EU 全体あるいは欧米の大都市においても中長期的な目標が設定されているところでございます。

都におきまして、東京都の目標としまして、温暖化ガス排出量を 2020 年までに 2000 年比 25%削減するという目標を提示させていただいております。都が 2020 年までの削減目標を設定したのは、欧米の大都市と同じように中期的な展望を明確にするとともに、企業の CO<sub>2</sub> 削減努力の安定的な目安を示すためということでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。五つ目の論点が「他地域への経済活動拠点の移転」についてでございます。

CO<sub>2</sub> 排出量に対する規制から逃れるために生産拠点を、規制のない他の道府県あるいは海外にシフトする動きを助長することになる、結果的に全国レベル、ひいては地球規模で

のCO2排出量が増加するおそれがあるというご意見でございます。これに対する都の考え方でございますが、一つは、都は、全国レベルで本来は導入されるべき対策を率先して提案しているということでございます。規制逃れなどが起きることのないように国レベルの対策強化、これが本来は必要と考えておりまして、国に対しては、CO2削減対策の強化を強く要求していくとさせていただきます。

経済産業省さんの工場立地動向調査を表にしておりますが、工場の立地選定に関する理由でございますが、コスト要因以外にもさまざまな要因で立地地域を選定していることがわかります。

私どもの今回の提案、単にCO2規制だけを提案しているわけではないということでございます。その位置づけとしまして、昨年、末、「10年後の東京」を発表しております。この中で、10年後に向けた八つの目標を提起しております。水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京の発達とか、三環状道路により東京が生まれ変わる、そういった八つの目標を提起しているところでございます。この八つの目標によりまして、環境、安全、文化、観光、産業、そういったさまざまな分野で、より成熟した、機能的で魅力的な都市にしていくという意気込みで施策を展開しているところでございます。

CO2削減につきましては、こうした東京をつくり上げていく中での不可分の構成要素と考えております。私どもは「10年後の東京」の姿の実現を目指しまして、環境と経済が両立する新たな都市モデルを構築していきたいと考えております。

6ページでございます。次の論点が「公平性の確保」でございます。

さまざまな産業などの特性、あるいは継続性を加味した公平かつ公正な排出枠の割当、こちらのほうは現実的には不可能である、そもそも各企業の過去の省エネ努力、あるいは効率の違いなどを反映させた合理的で公平なキャップ、こういったもの設定は不可能だというご意見でございます。これに対する都の考えでございますが、これまでの総量削減の実績とか対策の取組の程度、これが削減義務の履行に当たってきちんと配慮されるように制度設計をしていくということ、また、世界各地で進んでいる導入事例、こちらのメリット、デメリットをきちんと参考にしまして、また、私ども現在、運用しております現行制度で得られたデータを最大限に活用していくということでございます。

「現行制度の成果を基礎に」というところでございますが、東京が今実施しております現行制度によりまして、すでに排出量のデータ、それから、約1,300の事業所でこういった対策が行われているか、こういったことも私どもつかんでございます。こうした現行制

度の成果を生かしまして次のステップに進んでまいりたいということでございます。

「積極的に取り組む事業所が評価される仕組み」でございます。都が目指しますのは、取組のすぐれた事業所・事業者が評価をされ、経済的にもメリットを得ることができる仕組みにしたいということでございます。このため、削減義務の履行につきましては、これまでの総量削減の実績を反映するとともに、市場で販売されているもののうち、例えばエネルギー効率がより高い設備を導入している場合など、取組のすぐれたトップレベルの事業所については、削減義務の水準について一定の配慮をしていくということでございます。

「自主的な削減対策という枠組みで生じる不公平」でございます。自主的な削減対策という枠組みでは、例えば行政からどのような働きかけがありましても踏み込んだ削減対策を行わない、そういった業種、企業が残ってしまうと考えてございます。それよりはむしろ都の提案のように、一定規模以上の大規模な事業所に、過去の取組などを配慮しながら削減義務の設定を行うこと、そして、対策を行わない企業が見逃されることがない、これまでも削減を進めてきました企業がさらに削減を過度に求められるような事態を招かない、真に公平な施策であると私どもは考えているところでございます。

最後の7ページでございます。第7の論点は「東京都全体の削減対策」でございます。

東京の温室効果ガス2割を排出する事業所にのみ削減を義務づけることは非合理ではないか、限られた事業所にだけキャップをかけても総量の削減は保証されないのではないかとこのご意見でございます。これに対する都の考え方でございますが、東京都気候変動対策方針にも記述していることとございますが、気候変動対策に単一の特効薬はないという考えでございます。そうしたことから、大規模事業所対策と合わせまして、中小事業所あるいは家庭、自動車対策の強化を今後進めていくと記述してございます。ただ、とりわけ大規模事業所におきましては対策の効果が大きい。そして、排出量の大きさに応じた役割を果たすことが求められていると考えております。

中ほどにグラフがございますが、都内事業所が約70万ということで、そのうちの0.2%、約1,300の、私どもの制度におきます大規模な事業所で、都内の業務・産業部門の温暖化ガス総排出量2,660万トンと書いてありますが、2,660万トンの4割を占めているということを示しております。

中小事業所、家庭、自動車分野の対策でございますが、こちらのほうも対策の強化が必要なことは当然だと考えてございます。本日の後半の議題、あるいは前回、こちらの分科会での議題ともなっておりますが、中小規模の事業所対策、家庭対策、自動車対策、こ

こちらの部門につきましても、気候変動対策方針で示しました中身を順次具体化していく予定でございます。

以上、当日配付しました七つの論点につきまして簡単にご説明させていただきました。ステークホルダー・ミーティングにつきましては、環境審議会と同様、都のホームページで資料と議事録を公開しております。今回の議事録につきましては、本日ようやくホームページにアップいたしましたので、後ほどごらんいただければと思います。私からは以上でございます。

棚田副参事 環境政策担当副参事の棚田でございます。私から地球温暖化対策計画書制度の強化につきましてご説明させていただきます。座って恐縮でございます。

資料1をごらんください。第1回の分科会におきまして基本的な考え方をお示したわけですが、本日はそれをより具体化したものという位置づけでございます。資料の位置づけとしましては、前回の資料の下に囲み的な形で、新しい技術を書いている、青い字で書いてあるのが新しいということをご理解いただきたいと思います。

まず対象事業所でございますが、温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所、燃料、熱、電気使用量が原油換算年間1,500リットル以上の事業所を考えておりますが、その中で義務の対象者は事業所の所有者、オーナーさんを基本に考えておりますということを前回お話ししました。

テナント事業者の取り扱いにつきましても検討いたします。ビルオーナーの削減対策には、この協力は不可欠だという前提のもとに検討してまいりますと申し上げました。

新しい四角でございますが、テナントビルの取り扱いにつきましては最後に改めてご説明申し上げます。

対象事業所に該当しなくなった場合はどうすればいいのかということでございます。例えば前年度の燃料等の使用量が1,500リットルを下回った場合、あるいは事業をやめた、あるいは工場を閉鎖しましたという場合にはどうするかということでございますが、現行制度の規定を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

現行制度はどのようなものが で書いてございます。現行制度は3カ年連続して、年間の燃料、熱及び電気の使用量が1,500キロリットルを下回った場合が一つ、もう一つ、工場の閉鎖など事業活動をやめた場合につきましては、対象の事業者は東京都に計画の中止を申請いたしまして、それに対して都が承認を行う。承認通知から90日以内に、これまでの対策結果等を記した結果報告書を出してください、公表してくださいというものでござ

います。

計画期間でございますが、前回にもご説明しましたが、制度開始は2010年、平成22年度を考えてございます。計画期間は5年間程度ということで考えております。前回も申し上げましたが、同時に、中期的に必要な削減レベルをお示ししたいと考えております。

義務の内容でございます。削減義務の(1)基準年度と申しますのは、基準の排出量を算出するために使うものでございますが、現行制度での取組が新制度に反映されるように設定したいと考えてございます。現行制度の計画期間は主として2005年度から2009年度でございますが、この中のいずれかの複数年度に基準年度を持つてくる。あるいは現行制度の基準年度、これは主として2002年度から2004年度の3カ年でございますが、これに置くことを想定してございます。取組のすぐれた事業所が評価されるようなという基本を踏まえまして、その効果がより反映できるような考え方を考えてございます。

(2)削減義務水準、これは前回、二つの視点から検討いたしますということで、視点1は削減余地、視点2は2020年の25%削減目標ということでございますが、トップレベルの事業所に対しては、削減義務水準について一定の配慮を行いますということを上申してございました。

トップレベルの事業所とはどういうものかということでございますが、総量削減を継続的に実現している事業所、あるいは削減に向けた対策がトップレベルにある事業所を想定しております。例としまして、設備の更新に際しましても、市場で売られているもののうちエネルギー効率がトップレベルのもの、こういう設備を導入しているなどすぐれた対策を実施している事業所を想定しています。こういう事業所に対しましては、例えば削減義務水準を軽減してまいることと考えてございます。

資料の右にお移りください。基準排出量をどのように設定するかということでございますが、基準年度、複数年度を考えておりますが、これにおけるエネルギー使用量から温暖化ガスの排出量を算出しまして、その平均値とするなどを考えております。

新規参入者をどうするかということを書いてございます。基準年度以降に新しく対象になったものでございますが、現行制度でいろいろデータを蓄積してございますので、こういうデータをもとに、既存の対象事業所とのバランスを考えながら設定してまいりたいと考えてございます。

省エネカルテといったものを東京都では持っておりまして、これは事業所ビルの例でございますが、こういう分布がある。こういうものを踏まえながら考えてまいりたいという

ことでございます。

義務の大きな二つ目でございますが、計画書などの提出・公表の義務でございます。これは前回申し上げました。

削減義務の履行手段の考え方でございます。種類としまして(1)「みずからの事業所での削減対策の実施」とうたっておりますが、そのためにどうするかというのが箱の中に書いてございますが、みずからの事業所での削減対策の実施の優先を担保するため、取組に積極的な事業者を東京都が評価・公表する際には、この観点を重視して評価してまいりたい。こういうような措置を検討してまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、東京都が効果的な削減対策事例を示すことによりまして、事業者の削減対策を支援してまいりたいということでございます。

(2)は排出量取引の関係でございますが、前回は申し上げましたように、対象事業所が義務量を超えて削減した量、あるいは都内の中小規模事業所が省エネで削減した量、あるいはグリーン電力証書など多様な手段を設けているわけでございますが、その中で、都内の削減を基本としますが、都外での削減対策により得られる削減量を取引の対象とするかどうかについて検討してまいりたいと前回述べたわけでございますが、都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施によって削減した量を義務履行者に売りまして、多くの企業でグループ内で削減の取組をやっていらっしゃると存じておりますが、これを後押しできるんじゃないかと考えております。例えば中小規模工場あるいは中小企業、あるいは第1回で先生方からご意見をいただきましたサプライチェーン、こういったもの全体で減らしていくということの後押しになるんじゃないだろうかと考えております。

二つ目ですが、都外での削減対策によって得られる削減量をどうするかというものでございまして、都内での削減を基本にしていきたいと考えておりますが、こういった観点を踏まえまして、都外からの取得量につきましては一定の制限を設定するなど、義務履行手段として活用する場合の限定化を検討してまいりたいと考えてございます。

2番としましては、取引を通じての削減義務の履行は、認証された削減量のみとするということでございます。

2ページ目をお開きください。削減に積極的な事業所が経済的にメリットを受けるということでございますが、対象事業所が義務量を超えて削減した場合には売れますよ、あるいは中小規模事業所が省エネをやった場合についても売れますよということでメリットがあるんですが、「新しく削減に向けた中期的な投資を誘導する仕組みの検討」というこ

とでございますが、温暖化ガス削減に向けた早期の取組を促進するために5年間程度の計画期間を設定いたしますが、同時に、2020年など中期的に必要な削減レベルを示しまして、事業者の計画的な省エネ設備投資の実施を促進してまいりたい。合わせて温暖化ガスの早期削減を促進してまいりたいという観点からでございますが、義務化の制度を継続していく上で、第一計画期間で削減義務量以上に削減したものにつきましては第二計画期間へ繰り越す仕組みについて検討してまいりたいということでございます。

「実効性の確保」に参ります。「制度の実効性を確保する措置も用意」と書いてございますが、義務の違反者に対しましては、参考資料3をごらんいただきたいんですが、「省エネ法等における罰則等の実効性確保措置」というペーパーがございますが、これに省エネ法なり温対法でどういった実効性確保の措置がなされているのかということが書いてございます。私どもは省エネ法などの規定を勘案いたしまして、勧告とか氏名公表など実効性確保の措置を検討してまいりたいと考えております。

資料に戻っていただきまして、実効性確保の措置の二つ目でございますが、排出量あるいは削減量を認証することは、私ども、第三者機関によると想定しておりますが、認証の正確性というものはこの制度における根幹でございますので、排出量あるいは削減量を認証する機関の、例えば虚偽報告などに対する措置はどうするのかということについても検討してまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、「事業者の削減を促進するインセンティブを検討」と書いてございます。対象事業所の取組が社会的・経済的に評価されるよう、都による評価・公表の仕組みを検討していくことが一つ。二つ目としまして、対象事業所及び中小事業所の設備投資等が早期に推進できるよう、金融機関等との連携をさらに深めてまいりたい。例えばということで、環境金融プロジェクトのさらなる推進等を考えていきたいということでございます。

その他の事項に参ります。前回、東京都が削減の認証レベルを策定しまして、認証は第三者機関が行うことを想定しております、あるいは事業者の排出量を確認するためのシステム、あるいはトップレベルの事業所を認定するなどの各種ガイドラインを整備いたします。必要に応じて、中間年で運営方法を見直しますということを申し上げました。

一つ目でございますが、削減量の認証ルールの策定に当たりましては、現在、環境省なり経済産業省で進めておりますが、こういった議論あるいは国外の動向、さらには専門家などの意見を踏まえながら、事業者にとりまして過大なコスト負担を伴うことがないように

検討してまいりたいと考えております。

二つ目ですが、各種ガイドラインの作成につきましては、専門家の意見も踏まえて検討していくということでございます。

右側ですが、テナントビルに対してどう対応していくかということを書いたものでございます。これにつきましてはステークホルダーでもご意見をいただいたところでございますが、一般にビルの設備回収はビルオーナーでなければできませんが、日常的な省エネ活動の推進はテナント事業者の取組が必要であるということで、効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナーあるいはテナント事業者双方の取組が必要であるという認識でありまして、一つ目ですが、原則としましては、対象事業所の義務対象者でございますが、ビルのオーナーさんを基本的に検討してまいりたいということでございます。そうした上で、テナント事業者が取組を推進するために二つ書いておきました。一つは、テナント事業者は、ビルオーナーの総量削減義務等の履行に協力する義務ということについて検討してまいりたいということでございます。

協力の例ということで書いておきましたが、例えばビルオーナーの削減対策計画書などの報告書の作成に協力すること、あるいはビル全体での温暖化ガスの削減対策に協力していくことなどでございます。この義務の対象となるテナント事業所ですが、すべてがなるわけではないと考えておりまして、対象になる規模ですが、例えばビルの床面積全体に占める割合あるいはエネルギー消費の大きさなどを考慮しまして検討していきたいと思っております。さらにはテナント事業者の義務の実効性を確保する措置についても検討していきたいと考えております。

二つ目ですが、ビルオーナーは、テナント事業者とともに協働推進体制を整備することが望ましいだろうと考えております。

以上がテナントビルへの対応の骨子でございますが、続いては、すべての事業者をどうするかということでございます。

この後の議論、中小をどうするかということにも関係していることでございますが、すべての事業者、この中にはテナント事業者あるいは中小を含みますが、こういった方々がより効果的に温暖化ガス削減を推進するための規定を考えていかなきゃならない。それに当たりましては現行の規定がございまして、これをもとに考えていきたいと考えております。

現行の規定はどのようなものを参考につけておきました。環境確保条例第5条の5でござ

ざいます。

1 項におきましては、温室効果ガス排出事業者、これは実質的にすべての事業者になりますが、この事業者は、地球温暖化対策指針に基づきまして地球温暖化対策の推進に努めなければならないという規定がございます。2 項としまして、温室効果ガス排出事業者は地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策指針につなげる組織体制の整備に努めなければならない。3 項としまして、温室効果ガス排出事業者は、その事業活動にかかわる他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガス排出の抑制のための対策の推進について協力するよう努めなければならないということが書かれてございます。こういうものをもとに検討してまいりたいと考えてございます。

参考といたしまして、推進体制とはどういうものかということでございまして、私ども、地球温暖化対策推進ネットワークというところがつくりました「テナントビルの省エネルギー対策」というパンフレットから抜粋したものでございます。例えば省エネルギー対策会議の開催、オーナーとテナントが集まって話し合います、請求書への使用量併記ということで、各テナントがどれだけエネルギーを消費したかわかるように、オーナーさんは使用量の情報を提供しましょうということでございます。館内規則の見直し、エネルギーのむだ使いにつながるような規則、例えばテナントさんがいないにもかかわらず土曜も空調を動かしているというものがあるならば、こういったものを見直しまして変更してくださいということを考えてございます。こういったことで、オーナーさんとテナント双方の協力によって削減を進めたいということでございます。

参考資料 2 をごらんください。大規模事業所に対する、これまでの都の対策(経緯)でございまして、東京都はこれまでどうやってきたかということが書いてございます。

2000 年に環境確保条例を制定しまして、地球温暖化対策計画書制度を制度化しました。2000 年度から、排出量の算定・報告、削減目標の設定などの制度を実施しております。ここは、みずからの排出量を把握することが大事なところから入りまして、この取組を進めたということです。しかしながら、3 カ年での削減目標は平均で約 2 % の削減であったということでございます。ここで、自主だけでは進まないのかなということで、制度強化についての検討・議論を進めまして、指導・助言あるいは評価・公表というものが必要ではないかということで、第 2 段階に入ります。これは 2005 年でございますが、2005 年の制度強化におきまして、事業者の削減対策に対する東京都の指導・助言と、取組に対する評価・公表という制度を追加いたしました。総量削減のために東京都が選定した一定

の対策をやってくださいと促進するものでございました。

この状況でございますが、5カ年で削減目標が平均約6%削減であったということでございます。1年目の実績でございますが、業務部門では0.8ポイントふえてしまった状況でございます。こういったことを踏まえまして、自主的取組そのものが限界じゃないだろうかということでございまして、今回2007年6月に、新しい制度についてご提案申し上げているところでございます。

私からは以上でございます。

小早川座長 ただいまの説明につきましてご審議いただきたいと思っております。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

大塚委員 細かいところはよくなっていると思っておりますが、1点お伺いしたいところがございます。資料1の右の下のほうですが、削減義務の履行手段の考え方でございますが、排出量取引について、他者が実施した削減対策による削減量の取得で、この間、CDMをどうするかという話が出ていたと思っておりますが、国内だけでやる、あるいは都外も含めてですが、ここの中だけでやるというのは一つの考え方ですが、国との関係とか、将来、ほかの自治体で導入してくれるところが出てきたらどうするかということも多少考えながら検討する必要があると思っておりますが、現在どうお考えかをお答えいただくとありがたいと思っております。

棚田副参事 CDMにつきましては、都内の排出量削減ということがございますので、どこまで認めるのか、あるいは認めるのか認めないのかを含めまして検討をしていくというところでございます。

二つ目の自治体につきましては、今後そういう動きがあるならば話し合いをしていかなきゃいけないなと考えているところでございます。

河口委員 今の大塚委員のところに続いてですが、都外での削減対策により得られる削減量の扱いは制限を設定するということですが、都内での操業を移すこともあるわけですよ。いままで操業していたのはオフィスにして急に減る。実施的にはよその県に持って行ってしまいうようなすり抜けの可能性をどうするのかなというのと、この制度だと、移転すればいいじゃないかというインセンティブが働くのではないか。グループ全体でたくさん拠点を持っているようなところは全体で削減してほしいということになるわけですから、そこのすり抜けをどうするのかなというのと、逆に、都外だったら、そこに余地があるんだけどねというようなものを減らすインセンティブにはならないので、都という制限

があるので非常に苦しいところではあるんですが、そこは少し配慮しないと、変なことになってしまうのではないかなという気がしました。

左の一番下に、対策はトップレベルの事業所には一定の配慮というのがあるんですが、だれがどうやって一定の配慮を、どれがトップレベルということを確認して一定の配慮をするのかなということをお伺いしたいと思います。

棚田副参事 グループ内でどうかということですが、私どももグループ全体で取組をすることが大事かなと思っております。委員がおっしゃられたような都内はどうするかということにつきましては、「一定の制限を設定するなど」と書いてありますが、いろいろな考え方があるかと思えます。例えば量でどうする、あるいは比率はどうするということがございまして、先生方のご意見を賜りたいと思っているところでございます。グループでの削減が大事かなという認識は持っております。

移転に関してですが、七つの論点に示しておきましたように、移転そのものは必ずしもコストだけが要因じゃないだろうと私どもは考えておまして、義務を課したから必ずしも移転につながるということはないかなと考えております。

河川委員 メーカーって、生産拠点を集約したり停止したり、結構いろんな理由でやるので、これがまた一つ条件として加わるとなると、都内のはなるべく低排出型の拠点を置いて、外へ持っていこうという判断要因になるわけですね。都内から都外へシフトする、いままでこういうものをつくっていたのを、ここでやめて、CO<sub>2</sub>が出ないものに変更しました、CO<sub>2</sub>が出るものは都外に持っていきましたということも、いろんなメーカーが生産の再編とかやるので、やったりするわけですが、ただ持っていくだけで、だけど都内の量は減っていて、それが削減量に加味されると、会社全体としては削減量が減っていないわけですね。都内が減っているという問題が生じる可能性はどう排除できるのかなと。グループ全体で見つつ、かつ都内で減っている場合ならいいとかしないと、都内の拠点だけ見ているとそうになってしまうのではないかなという懸念なんです。

棚田副参事 私どもの主な対象ですが、オフィスビルなどでございまして、産業などではそういうことがあり得るのかもしれませんが、オフィスビル等におきましては、拠点を移転するのはあまりないのかなというのが第1点。産業につきましては、そういうものがあるかと思えますので、それは検討事項かなと考えております。

トップランナー事業所に対してどういう配慮を行うのか、だれが認定するのかということですが、現在考えておりますのは、東京都が認定する仕組みを考えてござい

す。

河川委員 認定のプロセスが公になる形でやられるんですか。

棚田副参事 2 ページ目の「その他の事項」の二つ目ですが、トップレベルの事業所の認定方法などの各種ガイドラインを整備してまいりたいと考えております。ガイドラインをつくりまして手を挙げていただくということです。それを東京都が認定していく、認定されたら一定の義務軽減という流れを考えております。

末吉委員 実際やるとなると、事業所からみると、標準モデルでもいいんですが、どれぐらい金がかかるものなんですかね。投資額といった場合に、多少幾つかのケースで算定されているのであれば、要投資額みたいなものを教えていただければと思います。

環境金融プロジェクトのさらなる推進ですが、ビルプロパティについても、非常に大きなターゲットにしての議論が進んでおります。銀行・金融から見ると幾つかのかかわりがあるんです。単純なのはテナントで入るわけですので、ここでテナント事業者で入る金融機関として、この問題をどう考えるのか。投資の対象として、ビルのオーナーになるケースも相当あると思います。全部ないしは一部ですね。ですから、オーナーの立場にもなります。それから、必要な投資についての投融資する立場になります。ですから、金融機関は非常に大きな意味で関係性が深いと思いますが、もうちょっと金融機関に強く要請をするようなことがあっていいんじゃないかと思います。

例えば幾らぐらいの枠をつくってほしいとか、こういう事業に対する設定額を、例えば 1,000 億単位とか 2,000 億とか 3,000 億、いろいろあるんでしょうけれども、そういうことも含めて、もう少し積極的な関与をコミットメントを求めるようなこともできないのかなと思いますが、単に融資だけじゃなくて、事業会社が社債をすとか、エクイティファン드를ファイナンスをすといったときに、金融機関としてどういう支援をできるのか、あるいは投資ファンドをつくることもあるでしょうし、そういう面での金融機関に対するもっと明確な強いコミットメントを求めるといってもいいんじゃないのかなという気がいたします。

対象の枠のクレジットの広がりですが、ご存じのとおり、カーボンセットがこれから日本でも大きく入ってくると思うんです。当面は CDM が対象になるでしょうけれども、国内外における VER というボランタリーの削減枠というのも当然、オフセットの投資対象、買う対象になると思いますので、これも日本国内における VER という位置づけでスタートするでしょうけれども、場合によっては、第三者認証がつくと、CR みたいなサーティファ

ンドのほうに格上げになるようなものも出てくると思いますので、将来的に事業者が取り組んで出てくる削減枠についてはカーボンセットの対象にもなるんだという方向での議論、位置づけをしておいたほうがいいのかという気がいたします。

棚田副参事 1点目はご質問ということで、2点目、3点目はご意見を賜ったということでもよろしゅうございますか。

末吉委員 はい。

棚田副参事 1点目の、どれくらいコストがかかるのかというご質問でございますが、何をどれだけ削減するかによるんでしょうけれども、例えばということで、冷凍機など、熱源の設備ですが、そういうものは更新します、変えますというときになりますと大体3,000万から5,000万程度になるのかなということでございます。認証に伴うコストはなるべく下げてまいりたいと考えてございますので、なるべくお金がかからない方法で動きたいと考えております。

富田委員 今日から参加しますので、過去の議論を正確に把握できていないかもしれませんが、誤解あるいは理解不足がありましたらご指摘いただければと思います。

そもそもこの議論で共有化できていると私自身思っているのは、環境と経済を両立させなければいけないという概念だと思います。その観点から三つ意見を述べさせていただきます。プラス2~3点、質問がございます。三つの意見のどれも、資料10の中に含まれているものですが、再度確認をしたいということです。

その1点目は義務の公平性です。ご案内のとおり、排出総量にキャップをかぶせるという考え方は企業にとって非常に厳しい規制です。実際に対策を実施するのは企業だということからしても、割り当てられる削減義務の水準は公平であるということは担保されなくてはいけないということで、ステークホルダー・ミーティングでも、産業界からかなり指摘があったと思っております。

今回の資料を拝見しまして、取組が進んでいる事業所に対して配慮するというので幾つか考え方が出されていますが、これで十分かどうかというのは、産業界の意見をもっと聞いていただきたいと思っております。まだかなりみんな不安を持っているのではないかと思います。

2点目はバウンダリーの問題です。先ほども河口委員から、都外の対策をどうするかということがありましたが、温暖化は地球規模の問題ですから、地球規模での対策が必要なわけですから。とはいっても、京都議定書がそうであるように、国単位で対策を考えるのが現実

的な取組だと思えます。

東京都が温暖化対策の推進を図る場合も、都内で実施されている対策と、都外で実施する東京都の企業を区別する、差別する必要があるかないかということに関して、私は疑問です。同等に扱っていいのではないかと思います。

3番目は国の制度との整合性です。ご案内のとおり、国では省エネ法の改正が議論になっています。ポイントは幾つかあると思いますが、一つは事業所単位から事業者単位へ管理のスパンを変えるということ、それからセクター別ベンチマークを導入しようということ、複数企業による共同エネルギー管理、工場のコンビナートの的なものがありますし、都内の規模でいえば、エネルギーの面的利用といいますが、建物間のエネルギーの融通、そういったものがポイントになるかと思いますが、そういう省エネ法改正の考え方とどう整合性をとるかということです。

もう一つ、これは私自身が委員として参加していますが、経済産業省で、大企業が、中小企業で行った温暖化対策を大企業の取組としてカウントするという考え方がございます。このときのカウントの考え方ということについても、資料の中にもありますが、二つの考え方が存在するようなことにならないようにぜひご配慮していただきたいと思えます。

次は質問ですが、資料1の削減義務水準のところですが、トップレベルかどうかということに関しては東京都が認定をしますということでありましたが、右側の上にグラフがございまして。縦軸がCO2排出の原単位、事務所ビルだと思えますが、例えば上位25%は、事務所ビルにおける取組が進んでいるところだとも見えるわけですが、こういうものを削減義務水準の設定には利用しないのかどうかということについて質問させていただきます。

もう一つは、義務の公平性の観点のところですが、先ほど、事業を都内から都外に移転するような事例を質問として出されていましたが、もう一つ、事業がうまくいっていない、業績が落ち込みつつある、しかし対象事業者ではあり続けるというところに対して、排出量の評価だけでは、あたかも対策が進んでいるかのように見られてしまう、そういう企業に対してメリットをあげるというのはちょっとおかしいのではないかと思います。排出量が多いか少ないかというよりも、対策が進んでいるかどうかという視点で評価しなければいけないのではないかということについてどう考えるかということ。

もう一つは技術開発ですが、技術開発を進めている間は、直接的な排出量の削減にはなかなか繋がりません。しかし、将来的な削減効果を世の中に広めるときには技術開発は絶対必要なわけで、そういうところへの配慮は何か考える必要があるのではないかという三

つのご質問をさせていただきます。ありがとうございました。

大野部長 先に私から、意見でいただいた部分について2点お答えをしたいと思います。私どもの考え方を申し述べます。

一つはバウンダリーの話でございまして、東京都が温暖化対策をやる時に何を目標にするかということにかかわる問題だと思っています。もちろん気候変動は世界全体でのCO2排出量が問題なわけですから、その範囲ではどこでやっても同じであるということです。

そうはいつでも、国のレベルでやるのが法律だろうから、国のレベルでやる。そうすると、東京でなくて、北海道や九州でやればいけないかという話もあるんですが、私どもが考えているのは、気候変動方針の中にも書いてあるんですが、東京都の取組には、東京自身を低CO2型の都市にしていく、社会にしていく、世界で先進的なものにしていくことが大きな役割ではなかろうかと思っています。

今はなかなか都市基盤が整備されていなかったり、高度に都市機能が集約してなかったりして、一人当たりのCO2排出量が低いところも、今後発展していけばだんだん企業が集中してくる。企業が集中してくるとどうしてもCO2がふえてしまうということになりますと、そういう開発をしちゃいけないという話になります。

われわれはそうじゃないだろうと思っていまして、都市機能が高度に集中していても、なおかつ低CO2型でいけるモデルを東京でつくりたいと考えています。そのために、そういうモデルをつくるのが、東京が、世界のこれからの低CO2型社会に移行していく上に当たっても最大の貢献ではなかろうかと思っています。そのために、今度の気候変動方針の中でも、達成量だけを考えれば、どこで減らしても同じだけれども、われわれは東京自身を低CO2型の都市や社会にしていくということを考えて、まず都内の排出量削減を優先させたいというのが1点目の考え方です。

そうはいつでも、その考え方だけで、都外の排出量削減は一切認めないというのは極端ですから、どれぐらいバランスをとるかということについては、ご意見をお聞きしながら進めていきたいということでございます。

2点目は国との整合性でございますが、全く国と関係なくやるということはありません。中小企業がやったものを、大企業の自主の削減の対象に加えるもの、こういう具体的な中小企業の削減量をどう認定するかという具体的なルールにつきましても情報交換をやっていきますし、できるだけ共通のルールにして、矛盾がないように

してまいりたいと思っております。

ただ、それ以外の削減義務自体につきましては、国は今、削減義務を課しておりませんので、省エネ法で強化されることになりましても、そこで具体的にバッティングするものはないんじゃないかならうかと思っています。将来、国のほうでも削減義務、キャップ・アンド・トレードが入ってくることになれば、その段階で必要な調整を図りたいと思っておりますが、大きなところではあまり矛盾するものはないだろうと考えております。

一応意見ということで、私の考え方を申し上げました。

棚田副参事 ご質問につきまして私のほうから。

1点目でございますが、省エネカルテのデータを制度に利用しないのかというご質問でございますが、新規参入者につきましてはこういったデータをもとに考えてまいりたいということでございます。

2点目でございますが、事業所がうまくいっていない場合について、不当な利得を得るのではないかというご質問でございますが、例えば EU でございますが、ドイツでは操業ルールでございますか、20%ぐらいの規模になってしまうと廃止とみなすと、みなし制度みたいなものがあるようでございまして、委員おっしゃるように、不当利得を得させるのはあまりよろしくないかなと思っております、EU のような制度は必要ではなからうかと考えているところではございます。

3点目、技術開発が直接、排出抑制につながらないというご質問ですが、もう一回ご趣旨をご説明いただければと思いますが。

富田委員 技術開発をやっている途上は、エネルギーを使いながら技術開発をやるわけで、技術開発した結果の排出削減メリットは、開発をしている企業は受けられないわけです。むしろ排出量がふえていく。しかし、将来的に省エネの機器を開発するということであれば、それが使われていくことによって将来、CO<sub>2</sub> の削減につながる、しかし技術開発の途上はふえる、そういうものに対して何らかの配慮ができないかということです。

棚田副参事 委員がおっしゃる骨子、大事な観点ではあるかと思いますが、事業者から見ますと、利益を得るためにやっているという観点もなきにしもあらずでございますので、何らかの配慮ということでございますが、それはどうかなという今現在のところでございます。

平田委員 1ページ目の左側の「トップランナー事業所に、削減義務水準について一定の配慮」というところですが、ここは制度のかなめとなるところですが、ここに書かれてい

る、エネルギー効率がトップレベルの水準にある設備を導入していることだけでいいのかということなど、ここに書かれていることだけで十分か、ちょっと気になるところです。

トップレベルの設備を導入していても年々排出が増加しているようなところ、あるいは床面積当たりの排出量が非常に多いところなどは考慮に値しないこともあろうかと思えますので、この辺については、これまでの計画書制度で提出された情報で判断されると思いますが、基準については、情報は可能な限り開いていただいて、指標自体が透明性を持って客観的に評価できるような、事業者自身も、この制度を外から見るときにも、配慮が公平になされているのがわかるような仕組みにしていくことが必要だと思えますので、もう少し説明を補足していただけるとありがたいです。

2点目は2ページ目の「実効性の担保」というところで、義務違反者に対して、省エネ法の規定を勘案して勧告、氏名の公表等の措置を検討ということですが、勧告と氏名の公表で足りるのかということがちょっと気になるところです。この制度はキャップ・アンド・トレードで削減義務を課して、足りない部分についてはほかのところから埋め合わせするという手段なわけです、埋め合わせするという手段もしない義務違反者ということだと思いますので、それをしなかったら、超過分についてトン当たり幾らというような罰金という制度が考えられると思いますが、そういうことはご検討の範囲に含まれているのか教えてくださいたいと思います。

棚田副参事 1点目のトップランナーの基準の指標の透明性でございますが、委員おっしゃるように、設備を変えるだけでいいのかというのはそのとおりでございます、私どもも、効率のいい設備を入れただけで、十分それを使っていないケースもあり得るかと思えますので、設備だけじゃなくて、例えば運用とか、あるいは総量削減、床面積当たり、こういうものも、認定の材料という中では検討していかなきゃならないかなと考えております。

指標についての透明性でございますが、ガイドラインをつくる予定でございます、これにつきましては広くオープンにしていきたいと思っております。

2点目でございますが、未達成量に応じて、その分だけお金を取る、課徴金のような制度だと思いますが、課徴金の制度についても検討したところではございます。自治体で課徴金をつくるのはなかなか難しい面もございまして、どうするかにつきましてはなお検討の余地があるというところでございます。

飯田委員 1点目は、この制度そのものの全体としてのベクトルというか、先ほどのパウ

ンダリーの議論とも関係をしてくるんですが、大きな目的として、大野部長もおっしゃった、東京都そのものを低炭素都市モデルにするというのは非常に賛成するのですが、キャップ・アンド・トレードだけで持っていくのはおそらく無理で、むしろきちんと、再生可能エネルギーとか、建物系とか、こちらのほうが非常に重要だと思いますので、それはそれでいいとして、むしろもう一つの、東京都の、この制度でやることの意味は、従来のディーゼル排ガス等、国の制度になっていったり、全体として東京都が、日本の環境政策の水準を一段階押し上げていく、そこをきちんと明示的に、おそらく意識されていると思いますし、やはりそこなんだろうと思います。

この制度を見ると、今のところ東京都内しか見られていないので、例えば今、万が一、環境省か経済産業省がいきなり義務型のキャップ・アンド・トレードを始めるということで並行して走ったときには、ここの場の勢いが、ある意味なくなってしまうところが私としては懸念があって、先日もアメリカと EU がつながるといった話がありましたが、いっそのことグローバルスタンダードというか、そちらのほうにつないでいくことをもっと明示的に、あえてここでは否定していただいてもいいんですが、そこをにらまないと、この制度が、日本の国も、何だかんだ言いながら義務になっていくことは避けられないと思うんですね。そこをにらんだときに、いつになるかわかりませんが、この制度がどういう役割を果たしたんだということを今のうちに考えておく必要があると思いますし、ここで発生するクレジットが結局どこに落ちていくんだ、最終的には CR という形になっていくことを最初から織り込んでおかないと、ゆくゆくの出口がちょっと厳しいのかなと。

もう一つは、単に制度をつくるだけではなくて、ある種の排出量のクレジットの取引のビジネスなり、場合によっては取引の指標が、東京が一つの中心になる、逆に打って出る方法ですね。

今、日本ではそういうのは全く、何とはなしに始まってはいますが、アジアの中心は中国に、このままでは変わっていくようなところもありますし、そういったことも東京としては、あえて一気に打って出てもいいのかなというのが私の感想というか、意見です。

もう一つの意見は、前回のステークホルダー・ミーティングで、富田さんと違う視点で、技術の植えつけがあるのかという意見が出たんですが、それに応えるというか、次回の資料としては、費用効率曲線を、ある程度推計でもいいんですが、出されたらどうかなと思います。その入口論のようなものは、この資料に、前回のステークホルダー・ミーティングでは、個別技術としては古いのから新しいのがあるんですが、省エネ系は最初は、や

ればもうかるという、ゼロ以下の部分から始まってだんだん高くなる、それが技術的にこういうふう構成されているというのは、ある程度できると思うんです。そういうのを、ステークホルダー・ミーティングに出られている方は、そういうこともご存じない方が多いんじゃないかという気がしましたので、ベーシックな費用効率曲線も出されて、技術の植えつけがあるんだという話にもバックアップをしていくことが必要かなと思います。

大野部長 新聞にも出ていましたが、EU とアメリカの州で、CO2 削減の制度ができましたが、実際にリンクをするのはだいぶ先だろうと思っています。

カリフォルニア州の話が大変大きく出ていますが、カリフォルニア州も、制度を改正するのは早くて2012年と言っていますので、実際にリンクをするのは、いろいろな違いがありますので、そう簡単にいかないだろうと思っています。

われわれの場合も、いろいろな経験とか情報が非常に大事だと思っていますので、EU とはいろんな形で情報交換を始めていますし、今後、アメリカの州ともやるつもりですから、情報については交換をしながら進めていきたいと思っています。

窪田委員 全体として、いままでの取組の上に、自主的な取組をやってきて、それで義務なんだということで非常に説得力があるのではないかと感じております。意見を2点だけ申し上げます。

1点目は、先ほどから議論になっている、トップレベルの事業所への一定の配慮のあり方についてですが、設備更新を前倒するというか、平たく言えば、使える機械を廃棄して新しくということが起こるだろうと考えられると思いますが、ライフサイクルコストといった側面についても、配慮の中に入れていただければいいかなというのが1点です。

2点目ですが、2ページ目の最後のところに、ビルのオーナーとテナントによる推進体制の整備というのがありました。これについては重要なことじゃないかと考えていまして、最初はもちろんテナントビルから始ってもよろしいかと思いますが、最近、タウンマネージメントの組織とか、まちづくりの組織があちこちにありますが、そうしたところに、地域あるいは地区といった視点から温暖化ガス削減を推進していくような取組を、まずは自主的な取組としてやっていただけるようなとっかかりを入れていただけないかというのが意見です。

個別のビルについても、やはり自主的な取組から始まっていて、その蓄積から初めて義務が出てくると思うんですが、地域も多少自主的な取組を続けて、それをうまくインセンティブでやるとか、促進するようなことを、ここに何かきっかけを書いていただけると、

そこで今後のヒントが出てくるのではないかと考えます。

下村委員 私は質問というより、教えていただきたい点が一つあります。

少しベクトルの違った質問ですが、今、東京は低炭素型、低 CO<sub>2</sub> 型のモデルの都市にするというお話の中でこういうものが出てきていると理解をしたんですが、ときおり発言させていただいていると思いますが、温暖化対策とか環境の問題といったときに、特に温暖化対策の中に、形とはいえ、森林吸収源の対策の問題が入っていて、自主的に 6%の目標の中にも 3.9%、かなり大きな数値になっているわけですね。

一方で私、大学の演習林の管理にもかかわっているわけですが、企業の CSR 絡みのセクションの方からアプローチがあったり、お話をする機会があって、森林に対しての管理の補助に企業のほうも興味をお持ちだという感触は持っています。

実際に東京を考えたときに、都市部と後背地の森林の部分のバランスが、ほかの府県に比べると非常にいいものですから、地方の県ですと、都市部のアクティビティを還元させるのは焼け石に水のような気がします。東京はそのあたりバランスがよくて、ある種の循環型の都市モデルということを目指ると、そういうことも可能だろうと思います。

こういうときに森林吸収源のモデル、今回、削減の取組ということですから、抜け道になるということなのか、それとも、あくまで森林吸収源の問題は国際的な駆け引きの中で出てきた話で、実効性がなくてなかなか都民の理解が得られないだろうという理解なのか、私も生々しい議論に最近行ったことがありませんので、ベクトルが違うということなのか、理解が得られないということなのか、あるいは自主的に算出したり、具体的なモデルに持っていくのが難しいという理解なのか、そのあたり教えていただけるとありがたいと思います。

棚田副参事 森林吸収源につきまして、ベクトルが違うのか、理解が得られないのかということですが、委員ご指摘のとおり、吸収源につきましては非常に難しい問題も多々ありまして、緑関係の連携につきましては、ご意見を踏まえながら検討していきます。

大野部長 ちょっと補足しますと、緑はいろいろな効用がございまして、緑をふやすことは、都政でも非常に大事なシェアでございます。昨年、「10年後の東京」を作成しましたが、その中では、環境評価、CO<sub>2</sub>の削減と並んで、もう一つの大きな柱ということで、今、都庁を挙げて、緑の増加に努めているところです。

ただ、CO<sub>2</sub>の吸収源体に限って言いますと、必ずしも大きな数値になりませんので、わ

れわれの制度設計の中では、その点については当面对象にしていらないということでございます。

河口委員 非常に単純な質問ですが、テナントビルの削減できた排出量はだれのものになるんですか。オーナーのものなのか、テナントなのか、両者協働してやることになっているんですが、ビルのところを見ても、そこが書いてなかったんで、これはどうするのかなというのと、基本の構想ということで、ここまでゴチャゴチャの仕組みをつくるのは非常に大変だったと思うんですが、排出権の取引について、オープンというか、ブラックボックスというか、排出権取引しますで終わっているんですが、だれが認定するのか。どういうものを排出権にするのか。目に見えないものなので、そこにグレーなことが生じやすい。いろいろグレーな部分になってしまうんじゃないかというところで、トップランナーには配慮があるとか、理屈はわかるんですが、認証は第三者機関が行うことを想定とか、そこでできたものは、だれがどういう形で取引するのか。証券取引所なのか、商品取引所でやるのかとか、そのあたり、これから詰めるということだと思いますが、ロードマップ的にどういうことをお考えなのかということもお聞かせいただきたいと思います。

棚田副参事 1点目ですが、テナントで削減した排出量はだれのものかということですが、委員おっしゃるとおり、これは議論のあるところかと思っています。テナントで削減したものに付きましてどうするかにつきましては検討を進めなければならないところだという認識は持っております。

2点目ですが、排出量はどこで取引されるのかということですが、取引は取引所が仲介するばかりではなくて、相対もございますので、今後どうしていくかにつきましては今後検討ということになると思います。

大塚委員 1点意見と、1点質問でございますが、意見は、省エネ等の技術開発にこの制度が資することはそのとおりだと思っておりますが、短期的な制度だとあまり技術開発に貢献しないものですから、第二計画期間までつくって、ランキングをどうするか検討が必要だと思っておりますが、つなげていく制度を考えて、その点との関係で非常に有益だと思っております。それが意見です。

質問ですが、資料1の1ページ目の右の下のところで、都外での削減対策により得られる削減量に関して、義務履行手段として活用する場合に限定化ということですが、限定化をするときに、グループ企業として減らしているとか、同じ企業の地方の支社との関係で減らして、そちらから持ってくる場合と、一般的に都外から持ってくる場合とは区別をし

てはいかがかという感じもします。その企業として、あるいはグループ企業として減らしているということであれば、それほど限定する必要もないかとは思いますが、そうじゃない場合は限定してもいいということが出てくるかもしれませんので、その点もご検討いただけるとよろしいかと思えます。

リンケージの問題との関係でも、その二つは区別したほうがいいのかと思えますが、あまり細かくなってもいけませんので、それは意見として申し上げておきたいと思えます。

そういうことが考えられないかということに関して何かコメントをいただければありがたいです。2点目のほうです。

小早川座長 これから詰めなければならぬことがたくさんあると思えますが。

棚田副参事 グループでの取組を促進するために、そうしたほうがいいんじゃないかということがございますので、先生のご意見を踏まえながら今後検討をしていきたいと考えております。

内山委員 1ページの右上の基準排出量の設定のところ、一つの例としてグラフが書いてありますが、このグラフは床面積0から20万をすべて同列として見ているような平均値あるいは上位25ですが、感覚的には、床面積が大きくなれば効率がよくなるのは当然のような感じがしますし、散布図を見ましても右下がり大きな流れがありますので、そうしますと、平均値あるいは上位25というのは、規模が小さいところにとっては非常に厳しい値になるし、大きいところにとっては緩い値になるということですので、どの程度で区切ったら一番リーズナブルかわかりませんが、一つの試みとして、床面積を3段階ぐらいに分けて、そこで目標値あるいは上位何%というのを出してみるのも一つの手かなと。一律に出すのではなくて、床面積当たりで幾つかに分けたらどうかという気がいたしました。

山本課長 環境配慮事業課長の山本でございます。現在の地球温暖化対策計画書制度を運用しておりまして、その省エネカルテのデータの作成等を行っておりますが、資料1でお示ししているのは一部分でございます。後ろのほうに省エネカルテの本体がついてございまして、参考資料1の資料4の裏を見ていただきますと、左側に表とグラフがございまして、中ほどにグラフが四つ並んでおります。一番左のグラフがCO<sub>2</sub>の排出量の分布で、右側がエネルギー消費ということで、大体同じような分布になっております。中ほどの下の分布図が、先ほどの資料で活用したものでございます。床面積に応じて、大きくなるとどういった排出量になるかを、(2)のアで分布をとってございます。ばらつきはありますが、一定の法則というんでしょうか、R<sup>2</sup>で0.7ぐらいの数字で動いておりますので、こう

いったものも見ながら、委員ご指摘のように、床面積の大きさに応じて基準を変えていったらいいのか、あるいはあまり細かい区分を設けずに設定していったらいいのかということころは、こういったものに基づいて基準排出量の、この場合は新規参入の事業所に対して与える基準排出量の設定のときに使っていこうという考え方ですが、この辺のデータを分析しながら、既存の事業所との公平性というんでしょうか、バランスを考えて設定をしていこうと考えております。

福川委員 東京都の場合は、事業所というのは、産業というよりは業務が主なわけです。対象事業所に該当するとなった場合は、新規参入は、東京の場合で業務誘導とすれば、大きなビルが建つことが、1,500以上ということがありますが、それが新規参入になるわけですね。

この制度は全体として、既存のビルに関して計画書をつくっていただいて、目標をだんだん下げていってもらう、あるいは設備を更新してもらおうということではあるんですが、逆に、ビルが建つことが新規参入だとしますと、そういう再開発が進むことになりまして総量はふえていくのであって、この計画書制度は、新規参入の量がふえていくことでいえば、総量を削減することには役に立たないということになってしまいます。

問題は、再開発の大きなビルが今後どのぐらいできていくかという見通しと、もう少し都市づくりとの関連が必要になってくる議論だろうとは思いますが、2010年から開始するというところでいうと、都市開発によってこの問題がどうなるかというあたりの検討といたしますか、見通しといたしますか、予測といたしますか、そういうものが必要になるような気がいたしますが、その辺は検討されていることがあったら教えていただければいいと思います。

大野部長 新規に立地するオフィス等々、新しいものにつきましては、一つは前回お示ししましたように、計画段階で考えてもらったり、あるいは建築物環境計画書制度を強化していくこと、あるいは都市開発の制度の運用の中で、省エネ性能等々、いままで以上に強化してもらっていくことで対応していきます。

同時に、既存の事業所が省エネ性能に配慮したものにこそなっていくと思いますが、新しい事業所が追加されてきますので、全体的には、2020年というターゲットの年に向けてどの程度都市開発が進んでいくのかということも踏まえながら、全体として既存ビルに対する削減義務はどの程度で、新しいビルの省エネ性能に対してどの程度の基準を設定するかということも前提に考えながら、産業・業務部門全体が2020年に25%削減という目

標に貢献できるような方法を考えたいと思っております。

市川委員 計画書制度の強化、削減の義務化というところで、企業の方々が義務化して一生懸命がんばってくださるのは非常にありがたいことだと思いますが、都民として、企業ががんばったことがあまり実感できていないような現状があるような気もしています。義務化を重ねて一生懸命やっているところを、都民が消費者として、その企業をきちんと評価したり応援したりというのがきちんとわかるような計画書制度になってほしいと思います。そのあたりの配慮、見えるような、わかるような、そういうものもお考えなんでしょうか。あれば教えてください。

棚田副参事 委員のご指摘は、企業の取組が少しでもわかるようにということですが、現行の制度は、企業がどれくらい減らす計画であるかということにつきまして、あるいはどれくらい減らしたかということにつきまして、東京都のホームページでも公表しておりますし、各事業所も公表する義務になっているところでございます。

新しい制度におきましてどうするかということですが、現行制度の成果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

市川委員 今お答えくださったような情報の出し方であれば、いままでと何ら変わらないわけで、国民全体が一人一人になったときに、なかなか温暖化対策がうまく自分の中できちんと処理ができないというのは、情報の出し方とか、もちろん受けとめ方にも問題があると思いますが、ただホームページで公表すればいいというのではなくて、何かを買うとかサービスを受けるときに、この企業はこんなに努力しているんだというのがわかりやすく伝わるのがとても大切じゃないかと思っております。

小早川座長 重要な点だと思います。

末吉委員 今の市川さんのお話にも関連するんですが、1 ページを見ると、「新制度の基本的な考え方と骨子」となって、制度の骨子がきょう議論になったところだと理解しておりますが、この制度がなぜできたのか、どういう方向観でつくられたのか、どういうぐあいに生かしていきたいのか、どういう目標を持つのかというようなバックボーンについて、基本的な考え方というところで何が表明できないのかなという気がします。

特に自主的な行動計画に基づいて行われているのがあると同時に、義務化を伴う、あるいはキャップ・アンド・トレードも一緒にやるという制度ですので、二つの制度が今後、日本の中で争っていくわけです。

世界的には、義務化とキャップ・アンド・トレードが大きな流れだと理解しております

が、本当に実効性が上がるのか、減るのか、総量の削減に結びつくのかという実効性と、今考えられる中で最も経済効率性が高いんだという、効率性をどう訴えるのか。

それから中身の公平性ですね。規制を受ける人たち、受けない人たち、受ける人の中でも公平感をどう保つのか。実効性、効率性、公平性を、なぜこういう制度をつくったのか、その3点から、このシステム全体がこういうぐあいにマッチベターなんですよということを社会全体に、都民も含めて訴えていくような、バックボーンとなる基本的な考え方をより明快に出していただきたいと思います。

大野部長 第1回に具体的に、基本的な考え方をお出ししました。その中で幾つか出させていただきました。きょうの冒頭で説明があった七つの論点の中でも、それに関連したことが出ておりますので、この後、この審議会の中で、中間のまとめの案をおつくりいただくことになると思いますので、その中では、こういう考え方を含めて整理をして、全体の細かい整理の枠組みという話の前に、大きな考え方が出るようにしていくのがいいのではなかろうかと思っております。

1点追加ですが、先ほど、テナントビルで減らした場合に、それがビルのオーナーのものかテナントのものかというご質問がございましたが、われわれは削減義務者をビルのオーナーに置いていますので、基本的には、削減した分については当然、オーナーがそれをカウントすると考えております。それをオーナーとテナントがどういうふうに分け合うか、そこはすべて民民の関係でございますので、われわれとしては、オーナーのほうにいくものだと基本的には整理すると考えております。

小早川座長 まだいろいろあると思いますが、時間もだいぶ回っておりますので、この辺にしたいと思います。

最後のあたりで何人かおっしゃいましたように、なぜこの制度が必要で、望ましいのかということを中心に整理して出すことが大事だと思います。われわれの課題は、条例改正の話ですので、望ましいシステムがどういう形になるのかということはその次でしょうけれども、その他のいろいろ、こういう問題がある、ああいう問題があるということ、重要な点がいろいろ出ておりますので、それは当然、条例化に向けて考えなきゃいけないと思います。今日出たようなお話を聞いていますと、条例に盛り込むべき基本的な事項もまだまだ未確定なところがあって、いつまでにミッションを済まさないといけないのか、ちょっと心配にもなってきたんですが、それは私の感想ですが、予定されたスケジュールに従ってきちんきちんと済ませていきたいと思っております。

この件は、きょうはこの程度にいたしまして、議事(2)「中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

小川副参事 都市地球環境部で温暖化対策担当をやっております小川と申します。座って説明させていただきます。資料2をごらんください。「中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度について」でございます。

これまで大規模事業所については一定の議論をしていただいたところでございますが、中小規模事業所の対策についても引き続き進めていかなければならないところでございます。

まず、これまでの取組と課題ということで、左上のボックスの中で整理させていただいていますので、そちらのほうをごらんください。事業活動に伴います温暖化ガスの排出量の大きい事業所を対象とする現行の地球温暖化対策計画書制度におきましては、制度対象未満の事業所、原油換算で1,500キロリットル未満の事業所につきましては任意で提出することができる制度を導入してございます。しかしながら、任意提出につきましては平成17年度に19件があったのみでございまして、中小規模の事業所の方が、この制度の計画をつくって出すのはなかなかハードルが高かった状況があったのかなと感じてございます。

地球温暖化計画書制度の、今回、大規模につきましては義務化ということをご検討いただいているわけですが、任意提出をどうするか、制度上再構築が必要だと認識してございます。

一方、中小規模事業所の省エネ対策の現状を見ますと、現在、取組を支援するために、区市と連携した省エネの研修会を開催させていただきましたり、無料で省エネの現場相談を実施してございまして、専門的、技術的なアドバイスを行ってきているところでございます。

実施状況を見ますと、中小規模事業所におきましては、事業所の中でエネルギーの消費量、どれくらい使っているかということの把握もなかなかできていないのが実情でございます。また、私どもでは基本的な対策と考えております技術につきましてもなかなか導入できていないところがほとんどであるということが明らかになってきてございます。

一方、昨年度18年度に省エネ現場相談を行いまして、20の事業所に相談に入りました。この結果を取りまとめますと、そんなに大きな事業所ではございませんが、一事業所当たり直しますと平均で約29トン、削減率で10%程度のCO2削減の効果が見込まれます。運用改善と設備回収を含めて、その事業所ごとに提案できる内容を全部ひっくるめての数

字でございますが、省エネ対策についてはかなりの見込みができるところでございます。省エネ研修会や省エネ現場相談については今後一層の拡大が必要と認識してございます。

現状の認識でございますが、都内では約70万の中小規模の事業所がございまして、この中で、産業業務部門に対しては6割のCO<sub>2</sub>を排出している状況でございます。こうした事業所につきまして取組を推進していくということで、CO<sub>2</sub>、温暖化ガスの削減を進めていかなければいけないという認識でございます。

現行の温暖化対策計画書制度ですとハードルが高いということもございまして、中小規模事業所ができるだけ簡単にCO<sub>2</sub>の排出量が把握できて、具体的な省エネ対策を実施できるような制度が必要だと認識してございます。

こういう背景を踏まえまして、2番で書かせていただいております新たな制度をつくっていったらどうかと考えております。すべての中小規模事業所が取り組める任意の届出制度、毎年提出していただくもので、計画ではございまして、それぞれの事業所で毎年、エネルギーの使用量を把握していただけて提出していただくものでございます。

東京都からは、中小規模事業所さんが業種ごとに共通で取り組めるような省エネ対策を標準化してご提示させていただいて、その取組を促すことによってレベルアップを図っていくことを期待してございます。

同一法人が管理等をする事業所のエネルギー使用量が一定以上の場合には届出の義務化を行ったらどうかと考えてございます。基本的に個別の事業所さんにつきましては任意の届出ですが、都内で一つの事業所が、例えば原油換算で30キロリットル以上の事業所を複数所有されている法人または管理されている法人さんの場合は、全体で合わせて例えば3,000キロリットル以上になる場合については、個別の省エネ報告書を本社のほうで取りまとめさせていただいて東京都にご提出願いたいという制度にしていったらどうかと考えてございます。本社につきましては、中小規模事業所の温室効果ガスの全体の把握をしたり、各事業所ごとに取組がどれくらい進んでいるかという把握にも使っていただけるのかなと考えてございます。届出の義務対象となられた法人の方に対しましては、届出事項につきましては、実効性を確保するために勧告とか氏名の公表等の担保措置を考えていくことを検討してございます。

次に、事業所への立入について対策の実施を確保する。実際に届出の内容につきまして正確に記載されているかどうかは何らかの確認をすることが必要だと思っております。ただ、出された届出書全部の事業所を回るわけにはいきませんので、幾つかの事業所に対し

て立入をさせていただいて現場確認を行い、取組の状況などをお聞かせいただくということをやっているって実効性の確保をしていきたいと考えてございます。最後に、各届出をいただいた事業所さんの届出書につきましては、都において個別事業所ごとに公表していくことを考えてございます。

右側で、対象事業所の範囲をもう少し説明してございます。一つ目ですが、現行制度の対象未満、1,500 キロリット未満の事業所を対象にしていくということですが、下限値は設定しないということで、個別に出していただく場合は、いかなる事業所の方でも届出を出していただけると考えてございます。ただ、届出の義務を負われる法人の皆さんに関しましては、各事業所で一定の下限値を設定しないと取りまとめも大変だろうということもございまして、原油換算で例えば 30 キロリットル以上の事業所につきましては、エネルギーの合計値が 3,000 キロリットル以上、例えばですが、そういう場合にまとめて出していただく。

エネルギー使用の実態が、テナント等の場合で把握が困難な場合も中にはあろうかと思っておりますので、そういう場合は業種ごとにある程度の床面積とか、そういうものからデフォルト値を用いて計算していくということで、合算値についてはこれで算出していただければと考えております。

一括提出の対象となられる業種のイメージですが、例えば金融の銀行さんとか証券とか保険の業種さん、また不動産業など、専門学校とか予備校とか教育機関、あとはチェーン展開されている飲食店とか一般の小売、日用品や衣料品いろいろあると思いますが、こういう企業の方がイメージされてございます。政府や自治体も対象とするということでございます。

イメージとして図を書いてございまして、左側半分が現行対象の事業所、右側が現行制度対象外ですが、今度新たに対象としていきたいと考えている届出の義務の範囲ということでございます。

この制度につきまして、どういう形で全体の制度を進めていくかということでございまして、東京都で対策メニューの提示とか制度の説明会、研修会などを開催して、個別事業所さんもしくは本社の組織に、私どもから研修会や説明会を開催させていただく。個別の事業所につきましては、それぞれの事業所で取り組んでいただくということでございまして、法人で取りまとめて届出をお願いするところにつきましては、本社から各事業所に対策メニューを提示していただきまして、個別の必要なデータ等を集めていただく、それを

とりまとめて東京都に届け出ていただくということでイメージしてございます。

こういう形で、一定規模以上の事業所につきましては先ほどのご検討をいただいたわけですが、それ未満の中小規模事業所につきましては、エネルギー管理そのものが行われていないところもございまして、まずはみずからのCO<sub>2</sub>の排出量等を把握していただいて、最低限のレベルからですが、東京都から一定のメニューを提示するなどして取組を進めていきたいということで、この制度を推進してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

小早川座長 ただいまの中小規模事業所関係の説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

大塚委員 義務のところと任意のところ非常に現実的に対応しておられてよろしいと思いますが、先ほどの排出量取引との関係でいうと、都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施によって削減した量になることもあり得るということじゃないかと思いますが、その際は認証が必要でしょうか。認証しないとなかなか難しいかと思いますが、それはここにはあまり出て来なかったもので、その話は先ほどの話で終わっているというご認識かもしませんので、もしそうだったら申しわけありませんが、質問させていただきます。

棚田副参事 中小におきましても削減の認証は必要であろうかと考えてございます。

大塚委員 任意に提出した本当に小さいところも認証してもらおうということですか。その辺の認証の範囲はどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。認証は結構コストがかかるものですから気になるんですが。

棚田副参事 どれぐらい小さいところまでやるのかというご質問でございますが、排出量を売ろうという方はやっぱり認証が必要であろうかと思っております。小さいところがどれぐらいのコストを払ってやるのかは事業所の判断になろうかと思いますが、基本的に今考えているのは、排出量取引の俎上に上がってくるのは認証を経たものと考えております。

小早川座長 同じ事業所でも、あっちの制度とこっちの制度は別なんですね。

大野部長 それは任意の届出制度のほうですね。今の温暖化対策計画書制度は、相当細かいいろいろなデータをつけて提出する制度ですが、そうではなくて本当に基本的なものを考えていますので、この報告書だけをもって売買ということはないだろうと思っております。これに加えて認証が必要だと思えます。

市川委員 新たな届出制度の中で、小さなところまで都のほうで把握をされていく、本

当におつもりなののでしょうか。それとも、区市町村あたりと連携して、ある程度の規模以下の小・零細に近いようなところは地域で面倒を見て下さいねみたいな方向で行くのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

小川副参事 実際に東京都に届け出ているところについて制限をしようとは考えておりませんが、この制度を導入することによりまして、事業者の方が、まず自分のところで把握していただくという意識を持っていただくのが大前提にあるのかなと思っております。それが1点でございます。

これまでの取組と課題で書かせていただいておりますが、現在、省エネの現場相談などに行かせていただいておりますが、こちらについても、電気の使用量とかガスの使用量を把握するところから始まるのがスタートとしてはございますので、まずこれをつけていただいたところに行きましょうとか、支援策とのセットみたいな話も一方であるのかなと。そういう形でやっていくと思っております。

区市との連携については、今のところまだ検討してございませんし、この制度がどれくらい機能するかということも見ながら検討していく課題かなと認識しております。

補足ですが、現場相談や研修会については、区市と一緒に連携しながらやっていただいている状況でございます。

平田委員 中小規模の事業所の底上げを図っていくというこの制度自体非常に重要だと思います。どの程度のイメージを持っているのか、あれば教えていただきたいんですが、義務を課すほうの同一法人が管理する事業所の、例えばということで、原油換算で3,000キロリットル以上のところとなっておりますが、義務化をするほうの事業所で、大規模の事業所に義務化する以外の残りの部分のどの程度の事業所をカバーするようなイメージなのか、もしあればということです。

任意の省エネ報告書の提出に関しては、支援策と制度と今おっしゃいましたが、報告書を毎年つくって、小さければ小さいほど、この報告書をつくること自体が大変だと思いますが、何らかのインセンティブみたいなものはお考えかおっしゃっていただけたらと思います。

小川副参事 どの程度の法人が対象になるかということですが、今、私たちもその把握をしようと思って調査を始めようと思っているところでございまして、何もないかということ、イメージだけですが、例えば事務所系のテナントさんですと、ここで提示させていただいています30キロリットル以上というイメージが、床面で500平米ぐらいになるんじゃ

ないかと想定しております。そうしますと、これが 3,000 ということだと 100 力所ぐらいあるところで 3,000 キロリットル以上、例えばこの数字であればそういう規模になるのかと考えてございます。

かなり大きな法人さんがまずは対象になってくるんだろうと思ってございまして、例えば金融機関さんですと、幾つかの金融機関さんは対象になってくるのかなというイメージがございまして。

レストランとか飲食店ですと少しエネルギーが上がりますので、1 店舗当たり 60 から 100 ぐらいというデータがございまして、そうすると、50 店舗ぐらいあると対象になってくるのかなというイメージで思っております。

山下課長 インセンティブのお話をいただきましたが、これは条例化を考えているもののメニューでしたが、今、私ども東京都の内部で予算編成の形で整理をしておりますので確定した話ではございませんが、例えば東京都において中小企業制度融資という仕組みがございまして。いままで環境対策とのコラボレーションがなかなかできなかったんですが、現在考えておりますのは、省エネ診断をある程度充実をして、この制度を使って実情がわかって取り組んでいくという中身でもよろしいわけですが、そういうことによって、より金利の安い形で融資を受けて省エネ対策が進むとか、そういった事業も考えてございまして、先ほど金融の話もございましたが、金融の面あるいは補助策なども考えてインセンティブを充実してまいりたいと考えております。

飯田委員 一部は平田さんのご質問に重なっていたんですが、あまりお答えがなかったもので。この制度によって、70 万で、かつ 6 割の CO<sub>2</sub> を排出している部分の、ザックリと何割ぐらいがカバーされるのか、それがまず 1 点です。

最初に議論した話と重なりますが、例えば 3 番に対象事業所と書いてあるんですが、中身の話は事業所ではなくて法人体系、いわゆる事業者としての議論が進んでいるので、このあたりが、いわば義務がかかるのは事業所という物理単位で、こちらのほうでは事業者という企業単位で、そこが少し斜めになってこないかということかということです。

例えばコンビニさんは今おそらくかかっているところはないんですが、今回、届出義務が入ってくるだろうと思います。ショッピングセンターですと、一部の事業所がかかっている、一部はかかっていないところが、法人体系では届出義務があって、削減義務のかかる事業所と、全体として一括報告義務という法人体系とが重なるような形になったりして、事業所と事業者を少し整理しきれないというか、私的には、いっそのこと法人単位で

義務を課したほうが良いと思っているんですが、そちらにシフトしていったほうが企業としてもわかりやすいんじゃないかと。

そういった場合に、例えばコンビニさんにしろ、銀行さんにしろ、テナントで一部入っているようなときにどうするんだろうとか、ちょっと難しいなというところがあって、制度設計は、両方の概念をどう、事業所と事業者、大規模と中小規模をどうするかということが、私も整理しきれていないんですが、そこら辺すっきりとしていただけたらいいかなと。

それ以外のところ、今、インセンティブの話が少しあったんですが、19 件のみということで対象が少ないので、一括提出以外のところ、捕捉率にもよるんですが、少し手当を考えたほうがいいのかと。制度融資のときの条件にするというのは一つの手だと思いますが、必ずしも制度融資を受けているところが多いとは思えないので、例えばですが、電力会社、ガス会社さんと連携をして、法人税を出すときに、電力・ガスのときの報告を都税事務所に出していただいて、それを環境局がすくい上げるような仕組みとか、どういうふうにしていったらいいのかなかなか悩ましいところですが、データの捕捉率を上げていくような手段なり、全く手つかずの部分にも今回少し手を差し伸べる方向は考えられないかということです。行政コストとの兼ね合いもあるので、あまりやりすぎることもできないでしょうけれども。

もう 1 点は、グリーン電力証書というのがチラッと出てはいるんですが、グリーン電力証書を使うという話はあるんですが、上流じゃなくて下流側で報告をしていく形になっていきますね。

そういうときに、例えばことしの夏のように、新潟の原発が地震でとまって、いきなり排出係数が一気に悪化して結局、数字としては多くなる。電力会社が CDM を買って、それで薄めるというのが暗黙の前提になっているのであればいいんですが、あれは全くのボランティアな約束なので、それはどこで消えて行ってしまうかわからない。あるいは電力会社を選択するという話もありますし、そのあたりはもう一段、前に議論したことも含めて、全体としてエネルギーを、再生可能エネルギーを、証書だけではなくて、シフトさせていくような話も、今はまだ大枠なのでもう少し先の段階かもしれませんが、検討や考慮については多少あってもいいのかなと思います。

小川副参事 カバー率の話ですが、どれぐらいになるかというのは検討ということになりますが、大規模と合わせて全体で 6 割ぐらいカバーできればと思っておりまして、プラ

ス 2 割ぐらいのところであればと考えております。これは想定ですので、かからないところも多くあります。

飯田委員から出ました一括法人という話ですが、説明が正確でなかったところもありますが、法人ごとに総量で東京都に届け出ただくものではございませんで、あくまで個別の事業所の届出書を法人さんで一度集めていただいて東京都に提出していただくものでございます。そういうイメージで考えてございます。

データの捕捉率のアップの話は、先ほどのカバー率の話ともリンクしてきますが、一括で出していただかない個別の事業所さんにつきましては、うまく届出を出していただけるような仕組みを考えていかなきゃいけないかなと思っております。

最後におっしゃったところは今後の検討ということで、まだまだ大きな話でございまして、中小規模事業所、自分たちがどれぐらい CO<sub>2</sub> を出しているかというところが、わりと大手の企業さんで、CSR レポートなどを出されている法人でも、個別の支店とか事務所レベルだとなかなか押さえきれてないというお話も伺ってございますので、まずはそういうところからしっかり把握をしていくのかなと考えて創出していこうと考えている制度でございまして。

下村委員 私も事業所のイメージがわからないままですが、経済産業省の工場立地法の検討にも参加させていただいているんですが、その中で、京浜工業地帯なんかの沿岸部をはじめ都市部の中小の工場の中には、工場立地法の 49 年の改正以前のものが結構あって、立地法は緑の制限が結構あって、それが足かせになってリニューアルがなかなか進まないという話題が出ていて、地域準則ということで、プラスマイナス 10% ぐらいは自治体のほうで条例化していただいてコントロールしようという話があったんですが、中小規模事業所の場合、そうした技術革新とリニューアルによってかなり削減できる面があるのではないかと認識しているんですが、そのあたりはどうなんですか。

これは、とりあえずレポートを出していただいて状況を把握しましょうということですが、融資の話も含めて、あるいは工場立地法の制限みたいなことを絡めて、今、インセンティブとしてリニューアルして削減させられる余地はかなりありそうなのかどうかというところですが。

小川副参事 冒頭のところで説明させていただきました、1 業者当たり平均で 30 トンぐらいというかなりこじんまりした事業所さんが中心で調べた結果でございまして、その中で提案させていただいているのは、わりと早期に設備更新も投資回収できるようなものも

含めて提案ということで、大規模な本当のリニューアルとか、工場を建て替えるところまでは入っていないところでの数字でございますので、工場であれば、大規模な回収が進めば一定程度の温室効果ガス削減になると認識してございますが、個別の話になってしまうので、一般論としてなかなか申し上げにくいところもあります。

ほかの工場立地法とのリンケージみたいな話も、いろいろな中小規模事業所さんを支援していく中では、いろんなことを検討しながら支援制度を考えていかなきゃいけないところだと認識しております。ご意見として承って、検討の際にはそういうものも踏まえていかなきゃいけないかなと。

牛島委員 中小に対して積み上げ式で、どれくらい排出しているかを検討してもらうことは非常に有意義だと思いますし、上流からつかむより大変だと思いますが、こういうご時世なので非常にいいかなと思っております。

届出義務の対象となる法人で、例えば 3,000 キロリットル以上というところですが、届出制度の精密度は、大規模事業所と等しいような精度になるのか、それとも任意のほうのわりに簡易化された精密度になるのかというところを伺いたいんですが、計量法に基づきというのが、資料 2 の右ページの上のほうにあります、太陽光発電などで計量法の検定を受けていないような機械でおよそこれぐらいと、いままでは認証なり販売なりしなかったようなものを使って推計していくようなものなのかということ伺いたいんですが。

2 点目ですが、大規模事業所のほうにもありましたが、どんどん新しく変えていく中では、この制度では把握できないと思いますが、廃棄物を出すことによって、いろんな意味で CO2 排出というものがあると思うんですが、熱量は電気・ガスの使用量という中には入ってこないんだろうと思いますが、その辺は何らかの手当をプラスマイナスされていくのかなと思います、伺いたいと思います。

小川副参事 量の把握の精度というところでございますが、基本的には、計量法と大上段にかぶった書き方をしておりますが、一般の電気・ガスのメーターをつけていただいて、そこで把握するのが前提ということですので、通常これで把握をされていると思います。それぞれ電気事業者さん、ガス事業者さんから、これだけですというのが毎月出てきますので、基本的にはそれを使ってやっていただくことになると思います。

デフォルト値も使うということで、総量を計算する場合にどうしても把握しきれないところが出てきた場合はこういうものを便宜的に使って、総量としてどうなるかを積み上げていただくと考えてございます。

全体の CO2 の排出量ということでいけばそんなにアバウトではありませんで、わりとちゃんとした排出量が出てくると考えてございますが、それはあくまで個々の事業所ごとに把握していただくということでございまして、すそ切りなどもやりますので、同一法人さんで提出していただいた場合に、それが企業さんの総量になるということを念頭に置いた制度ではございません。

廃棄物の関係は、この制度ではまだ検討の俎上にも上げられておりませんし、とりあえずはエネルギー使用、中にはフロン等をお使いになられている事業所さんも中小にもあるかもわかりませんが、温暖化ガスをどれくらい排出しているかを把握していただくものでございます。

末吉委員 想像の域を出ないんですが、大規模事業所と中小規模事業所の連関性といえますか、関係性の点からですが、CSR はサプライチェーンという形で、大きいところが取引相手に、CSR レポート上のいろんな要求をしたり、報告義務を課したり、そういったことが進んでいますよね。大規模事業所を通じて中小にも、こういう把握及び届出をするような、プッシュするよなということは考えられないんでしょうかね。

小川副参事 考え方としては、サプライチェーンマネジメントの一環としてそういうのもありかなと思います。一つは、同じ会社の中でまだ未把握の部分があったりするときには、まずそこをやっていただくのが先かなということで、現在のところ、一つの法人、一つの会社の中で支店や事務所をきちんと把握していただいて、大企業であれば、そういうところには目配りをしていただけるのかなということで構築しようとしている制度でございまして。将来的にはそういう方向もないことはないと思いますが、ご意見は、今後の検討の一つの課題として受けとめさせていただければと思います。

末吉委員 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトでも、サプライチェーンにおける CO2 の排出量の把握とか、自分の商品をライフサイクルで全部見るとか、そういうプレッシャーがどんどん大きいところにかかり始めておりますし、世界的にもそういう方向だと思えます。ですから、これは長期に指定する制度だと思えますので、将来的には、大規模を通じて、中小も一体になってやっていくことが必要じゃないかと思えます。ぜひそういう方向の検討をお願いしたいと思います。

富田委員 質問と意見が幾つかありますので、資料の上のほうからいかせていただきます。

1 番目の「これまでの取組と課題」の二つ目の矢印の一番上の ですが、中小規模事業所

ではエネルギー使用量の把握もできておらず、基本的な省エネ対策技術も導入できていないところがほとんど」ということですが、この認識に至ったアンケート調査とかありましたら教えていただきたいというのが1点。

「新たな制度の概要」の2番目ですが、「都として、中小規模事業所が取り組みやすい省エネ対策を標準化して提示する」ということで、非常にいいことではないかと思いたいで、ぜひやっていただきたいというのが意見です。

「同一法人の管理する事業所のエネルギー使用量合計が一定以上の場合には届出を義務化」ということですが、先ほどもお話ししましたように、省エネ法の改正がまさに議論されていて、同じようなスキームを考えていらっしゃるというのを聞いております。

ただ、今回出されている「同一法人が所有または管理するなど複数の事業所のエネルギー使用量」云々の複数の事業所というのは、ここでは「都内の」というのがつくだろうと思います。省エネ法では、都内のというのはあまり関係なくて、日本においてということになるわけで、原油換算の3,000キロリットルも、省エネ法の改正で今考えているのはちょっと違うと理解していますが、そうすると、同じような義務を生じるような複数の事業所をたくさん持っているようなところを、国の届出のくくり方と、都へのくくり方と二つのことをやらなくてはいけなくなるという整合性の問題に配慮していただきたいというのが意見です。

何人かの委員の方からご質問があって、まだ全体的にはよくわからないということですが、届出の義務化が、6割のうちのどのぐらいカバーしているかというところに関して懸念があるのは、東京都さんの達成目標として、2000年比で25%削減というのがあるわけですが、資料1で議論しました、キャップをかぶせて義務化していくというところに、25%のうちのどのぐらいを割り当てる、あるいは中小規模事業所の対策としてどのぐらい割り当てる、家庭用ではどのぐらいかという指標がまだ出ていなかったのかなと思います。

そうすると、産業・業務部門の中小のところは6割ということですが、3,000キロリットルとか、こういうものによってどのぐらいカバーするかによって、実態が把握できている大規模排出者への義務化が過度に期待されてしまう懸念はないだろうか。義務の公平性というところですが、それが懸念されるということです。

計量法の、いわゆる検定付きの計器にするかどうかというところで、実態的に問題があるかどうかというところですが、ここで書かれているのは、対象事業所の範囲として、いわゆる足切りのところを評価するときの数字としてどうかということですが、一方で、デ

フォルト値を使ってもいいぐらいのラフなやり方である一方、わざわざ計量法とここに書く必要はあまりないかなというのが1点。

ただ、資料1の、中小事業所への対策、削減努力を大規模のほうが受けとる、国内CDMと呼ばれているほうですが、そういうときには議論になり得る可能性があって、削減効果を定量的な数字としてどう把握するかというので、計量法の検定つきの計器じゃないとダメなのか、普通の計器でもいいのか、これはコストにかかわってくるところですが、そういう問題が出ていることをご理解いただきたいということです。以上です。

小川副参事 中小規模事業所のエネルギーの把握、使用量の把握等につきましては、現場の相談とか省エネの研修会等でお話を伺っている中では、なかなか実態としてできていない。現場相談を私どもに申し込まれたり、研修会に参加されるアクションを起こされている事業者においてさえそういう状況だという認識で、こういう書きぶりにさせていただいております。おそらくなかなかできないだろうなというところがございます。

中小規模事業所の取り組みやすい標準化ということで、これまで幾つか中小規模事業所で、これぐらいは取り組んでいるだろうという対策でも、なかなか進んでいないという実態もわかってきておりますので、まずはそういう基本的なところから、こういう取組をして、こういうデータも添えてやれば、ちゃんとやっているかどうかの把握もできて、効果も上がっていくというメニューを少しずつ提示していったらいいのかなと思っております。

省エネ法の改正につきましては、個別の事業所までどうされるかというのは、経済産業省さん、省エネ庁さんも、なかなか検討の中には出てきませんので、その辺はできるだけ整合をとれるようにはしていきたいと思っております。その上で、都内の複数の事業所を束ねてこれぐらいという数字がきちんと出てくれば、その中で、東京都のほうに合わせて届け出ただけであれば、事業所の負担も少なくなるんじゃないかと認識しております。

事業所の足切りというか、どこから対象になるかという数字につきましては、今後、ご意見を参考にさせていただきながらもう少し議論したいと思っております。

大野部長 削減義務にかかる大規模な事業所の削減義務と中小ということですが、大事な点でございますので、バランスを考えながらやってまいりたいと思っておりますが、先ほどご説明申し上げましたように、中小の場合には削減義務を課さないわけですが、省エネ現場相談等の実態を見ますと、ごく基本的な、例えばインバータの蛍光灯にするとか、そういうことからやるのが多うございますので、その辺のご理解をいただいて、中小の場

合、相当削減していただける余地は多いだろうと思っていますので、そういう実態も踏まえながらバランスを考えてまいりたいと思っております。

市川委員 新たな制度の概要の二つ目の矢印に「省エネ対策の標準化として提示」ということで、先ほどの話にも戻るんですが、どのようなレベルを想定されているのかなど。これから決めていかれるんでしょうが、「エコアクション 21」とかあるんですが、小さな企業は、蛍光灯の話もしてあげると、そうなのかというぐらいのレベルの事業者は結構あります。

ただ、そういうところを対象に、23 区の中でも、任意の届出制度のようなものを先行して進めている区もありますので、そこの取組の内容の整合性とか、あるいは制度そのものを合わせていくのかとか、そのあたりはどのようにお考えになっているのでしょうか。

小川副参事 1 点目につきましては、換気の切り替えひとつにしても、どういうふうにやっていくのがちゃんとできていないというのもございますし、照明もそうですし、温度管理につきましても、温度を見ながら管理するところをどういうふうの実効性を持たせるかというところはありますが、そういう部分も提示していく内容になっていくかなど考えております。

23 区の中で、任意の届出を、業務・産業部門ですかね、一定以上の建物に対して、こういう報告を出していただければ省エネ相談等をやりますということに取り組まれている区などは承知しております。届け出いただく中身はほとんど変わらないものになってきて、東京都としてやろうと考えているのが、今、標準化したものを提示して、その取組状況も把握していくというところがございますので、成功してやられている区さんの状況もよくお聞きしながら、その辺は負担感がないように調整していきたいと考えています。

小早川座長 似たような届出をあちこちに出すのは大変ですから、出すほうの立場も考えてよろしくをお願いします。この件はこの程度にさせていただきたいと存じます。

議事(3)「家庭の電気機器等(給湯器など)の省エネ対策について」でございます。事務局から説明をお願いします。

小川副参事 資料3をごらんください。別紙をつけておりますので、横にお開きいただきながら見ていただければと思います。

「家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出 NO<sub>x</sub> 現状とこれまでの取組」ということでお示ししてございます。都内 CO<sub>2</sub> 排出量の約 4 分の 1 を占めております家庭部門につきましては、1990 年から約 15%の伸びを示しております。その内訳につきましては電気が約 6 割、ガス・灯油・

LPGなどで約4割となっております。別紙をごらんいただければと思います。

家庭で使用されている電気につきまして、6割をエアコン、照明、冷蔵庫、テレビが占めているということでございまして、この点に着目いたしまして、東京都では省エネラベリング制度を創設いたしまして、省エネ性能を記載したラベルの掲出を義務づけているところでございます。現在対象となっておりますのは特定家庭用機器、エアコン、冷蔵庫、テレビ、テレビにつきましては、ブラウン管、液晶、プラズマの3品目ということで、合計5品目についてラベルを貼ることになっています。義務づけの対象になっているのは、それぞれの機器を5台以上陳列・販売される事業者さんでございまして。

照明につきましては、本年6月に気候変動対策方針の中で打ち出しました白熱球一掃作戦を現在展開しているところでございまして、9月には販売事業者さんのご協力を得ながら、より身近で、省エネ型の蛍光灯にかえるような取組を進めているところでございます。

家庭のCO<sub>2</sub>排出量をごらんいただきましたが、この内訳を、それぞれの用途別のエネルギー消費量で構成比を見ますと、全体で約33%が給湯になっているところでございます。冷蔵庫、照明その他、ここが電気などに当たるところですが、エネルギー消費量にいくと、給湯がその次に高い割合になってございます。電気・ガスそれぞれで給湯がございまして、全体で33%ということでございます。

現在、効率のよい給湯器が市販されてきておりますが、既存給湯器と比較しますとまだまだ格差がありまして、導入は緒についたばかりという状況と認識してございます。

都内の納入状況ですが、正確な数字がございませんので、統計数字から私どもで独自に推計したのが四角の中でございます。高効率のガスの給湯器ですが、2003年から2006年度までの東京ガスさんの数字を使わせていただいております。合計の販売台数を都内の世帯比で割り返して8万7,000台、自然冷媒ヒートポンプ式給湯器につきましては、電気式のヒートポンプを使った給湯器ですが、2007年9月に全国で100万台と出ておりましたので、これにつきまして、全国の世帯数及び、都内と全国で戸建ての比率が異なっておりますので、この比率で按分した数字でございまして。約6万2,000台という数字をはじいております。合計いたしましても約14万台ということで、全体の世帯数からすると緒についたばかりではないかと認識してございます。

一方、コマーシャル等で、高効率給湯器については、電気事業者さん、ガス事業者さんそれぞれCM等で認知度は上がっているということですが、省エネやCO<sub>2</sub>削減に有効であるという情報が十分伝わっていない可能性もあるのではないかと考えてございます。した

がいて、都民へ、高効率給湯器の選択を促す制度が必要ではないかと考えてございます。

全体といたしまして、「家庭用電気機器等の省エネ対策における課題と制度強化の必要性」ということで、家庭内でふえ続けております家電製品について、現行の制度につきましては、都民が家電製品を購入する際に省エネ性能の高い商品を選択できるように、販売事業者さんに対して情報提供を求めている制度がございます。選択は都民の皆さんにゆだねられているということで、都民の皆さんに対しても一定の努力を促す規定が必要ではないかと考えてございます。

こういう認識のもとで、右下の大きな四角囲いでございますが、家庭用電気機器等にかかる制度の強化ということで、現行で販売事業者の責務として、購入者への情報提供の努力義務、製造・輸入事業者さんの責務として、販売者への情報提供の義務が現行規定されておりますが、この部分につきまして、販売事業者、製造者、輸入者に加えて、都民が省エネ製品の設置に努める義務を新たに規定していくということで書かせていただいております。

給湯器につきましては、省エネ対策にかかわる制度の強化といたしまして、点線囲いで書かせていただいておりますガス給湯器につきましては、第2回分科会におきまして、知事の情報提供努力義務ということで、低NOXに加えて、低CO<sub>2</sub>の観点を追加してございまして、この部分で、家庭用の機器についても努力規定が追加されてございます。

これに加えて、電気式の給湯器につきましても、知事の情報提供の努力義務を新設してはどうかというものでございます。これによりまして、家庭用の低CO<sub>2</sub>給湯器を認定制度の対象にいたしまして、都民が省エネ機器を選択する際に、こういう情報を提供して普及を促していくことを考えてございます。

説明は以上でございます。

小早川座長 家庭用電気機器関連でご意見、ご質問がありましたらお願いします。

飯田委員 白熱球一掃作戦は具体的にどういうことをされるかということをお伺いしたいです。できれば販売禁止というところまでいくといいかなと思いますが。

家庭用電気機器といいながら「(給湯器)」となっていてごっちゃになっている感じがあって、電気を電気として使うものと、電気を熱として使うものに切り分ける必要があると思います。そのことを出す側が混乱してはよくないと思います。

電気を熱として使うのはエクセルギー効率が悪いので、エアコンは一応ヒートポンプと

ということで、としても、電気カーペットとか、給湯器も電気式給湯器の、特にまだ多いのは電気抵抗式給湯器ですね、エクセルギー効率が劣悪なものは本来あってはいけないんだというぐらい、販売禁止にはできないにしても、熱に使うものと、電気を電気として使うものをあまりごっちゃにしない。

熱に関していうと、給湯に関してはソーラーとか、地中熱とかバイオとか、一方でプログラムがあるので、今すぐ利用できるかどうかはともかく、全体の中で考えていく必要があると思います。

給湯に関しても、単にこれだけ見て、ヒートポンプのいわゆるエコキュートと、潜熱回収型ガス給湯器あるいはエコウィルを低CO<sub>2</sub>と認定すると、これだけがあたかもいいかのようになりませんが、そうじゃなくて、最も究極的にはソーラー100%がいいわけなんですね。これはあくまで妥協の産物でしかない。あるいは地中熱もあればバイオもあるので、そちらが前面に出てくるような情報の出し方、今は現実的な選択肢として、これしかないんですよというような書き方をしてほしいと思います。一方で太陽エネルギー検討会をやっているわけですから。

もう一つは需要側ですが、給湯でも今、食洗機とかお風呂が、出て行くお湯を、例えばタンクがあると、その熱の6割ぐらい非常にシンプルに回収できたりするんですね。そういう需要抑制型あるいは排熱回収みたいなのところも、日本では売られていないものもあるんですが、需要抑制が、熱に関しては、電気もそうですが、省エネにつながるような、給湯器の選択だけではない、非常に狭い目線でできている感じがしますので、そこは広げていただいたほうがいいのかなと思いました。

小川副参事 白熱球一掃作戦の現状ですが、身近なところで、買いに行ったときに売っていないという状況を変えようということで、コンビニとかスーパーマーケットとか品ぞろえをしていただくということで働きかけをしまして、少しずつ取組が広がっているのかなというところがございます。販売禁止につきましてはなかなか難しいのかなという認識でございますが、今後、白熱球一掃作戦につきましても、実際にどういうふうに取り替えていただくとか、消費者にどんな働きかけをしたらいいかということで、いろいろな取組を検討していきたいと思っているところがございます。

給湯器の熱利用のそもそもの考え方につきましては、飯田委員のおっしゃられていることは十分に承知しているところではございますが、一方で条例の規定というところもございますので、ここはここの規定ということで、きちんと条例として制度を構築するという

ことで、こういう整理をさせていただいているところでございます。

内山委員 細かいことですが、白熱球一掃作戦は都が推進なさるということでしょうか、私がやろうとしたときに、「電熱型蛍光灯を使ってはいけません」と書いてあるのがあるんですね。今は改良されているのかわからないんですが、たしか「ダウンライトには使わないでください」と書いてあったんですね。

あれはレフ球を指定しているところがあって、電熱型の金属のところ結構熱くなるんですね。光っているところはそれほど熱くないんですが、もとのところは確かに非常に熱くなるんですね。このごろ天井埋め込み型のライトがありますが、あれにはレフ球しか使わないでください、蛍光灯型は使わないでくださいと書いたのがあったので、そのところを確認してください。東京都が推進したので天井が焦げたということになるとまずいので。

今のは改良されているのかもしれないんですが、私は3~4年前にそういうことを言われて、やろうとしたら、逆に、使ってはいけませんと書いてあるのがありましたので、そこは確認をお願いいたします。

小川副参事 住宅の断熱性能を上げるために、ダウンライトのところにどういう断熱処理をしてあるかによって、電球型の蛍光灯が使えない場合があります。そのときはダウンライトのところに型番が書いてございまして、それとすり合わせて見なきゃいけないとか、なかなか面倒なところがございまして、私どもも白熱球一掃作戦を展開する上では、十分にカタログと商品を見てくださいというアナウンスメントも忘れないようにやっているんですが、個別の事象によって、調光タイプも出てきてはいるんですが、調光できないものもございまして、その辺の情報提供についてはできる限り私たちも努めていこうと考えているところでございます。

末吉委員 全体のバランス感の話ですが、大規模のところに義務化が入って、中小と来て、家庭に来るとすごく小さくなっているような気がするんですね。ビジネスから見ると、自分たちが義務感がある中で、いつも目の敵にしている家庭はどうなんだ、個人はどうなんだというのからすると、個人あるいは家庭についても、三つのアクターが一步步前を出て負担を負おうじゃないかというのが、大きな精神論でうたわれているわけですね。とすると、家庭におけるエネルギーの使い方とか、もっと言えば、消費スタイルの変更を求めるということですね。

あるいは、今はやりの言葉でいえばクリーン消費革命を起こしていくんだというのが世

界の一部では出始めていて、価格とか、さまざまな環境情報を満載させるという動きも出ているわけですから、そういったことを考えますと、家庭あるいは個人のライフスタイルの中における、新しい時代への適応をどう促していくのか、表現が難しいんですが、個人のとるべき義務的な行為がもっと出るような、あるいはその考え方をつくっていくような情報をどう伝えていくのか、あるいは学校教育を通じて子どもたちにどう教えていくのかというようなことも、個人の生活のあり方を見直していくんだというような視点からのところも、どこでどうなるのかわかりませんが、少なくともきょう聞いた三つの分野では非常にバランスが欠けているような気がするんですが。

大野部長 家庭用の電気機器、給湯器の議論を出すと必ずそういう意見が出るだろうと予想していたわけですが、これは条例改正部会でございます、直ちに条例化をしていこうという事項だけを出しているわけでございますので、家庭の問題がこれだけで済むとは思っておりません、それは環境基本計画の中間のまとめの中でも、家庭の問題についてもいろいろな意見が出ておりますし、さらにそれを充実するということで、全体的な対策については、条例以外の部分も含めて、業務、大規模、中小、家庭あるいは交通とバランスよく用意してまいりたいと思っています。

きょうは条例の部会でございますので、特に家庭部門については、条例で何かの規定をしたり、義務を課したりというよりは、むしろ普及啓発活動とか環境圧縮とか、そういうところで、きょうのテーマではなくて、基本計画の改定などで議論をいただく部分がもっと大きいのではなからうかと思っております。

小早川座長 家庭に直接義務を課すんじゃなくて、家庭に対してこういうことをやれと、メーカーなり販売業者なりにいろいろやってもらうということもあるでしょうね。価格の問題も含めてですが。

飯田委員 条例化という話でいうと、低CO<sub>2</sub>給湯器に関して、スペインでは昨年、ソーラー＝フラクション＝、太陽熱の導入比率が、新設の住宅に関しては、太陽熱給湯ですが、6割以上というのが国で法律化、義務づけになっていますね。ソーラーがゼロの給湯器に関しては、少なくとも低CO<sub>2</sub>じゃなくて、せいぜいミドルレベルで、電気式なんかは最低クラスにしておいて、東京ガスさんが来年か再来年に給湯器の太陽熱方式、そういうのが入ってきてはじめて低CO<sub>2</sub>というか、そのランクづけは、いずれソーラーが入ってくることを盛り込んだランクづけのご検討をお願いします。

小早川座長 ほかにはいかがでしょうか。先ほど飯田委員が言われた、そもそもの対策

のネーミングも、もうちょっとポイントをつかんだような表現があればいいなという気もいたしますが、それは宿題ですね。

ほかによろしゅうございましょうか。きょうはこの程度にしたいと存じます。

本日、長時間にわたりましたが、多数の貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。きょういただいたご意見を事務局できちんと踏まえて反映させていただきたいと存じます。

以上をもちまして本日の議事は終了といたします。これ以降は事務局のほうでよろしくをお願いします。

山下課長 本日、長時間にわたりましたことありがとうございます。今後の予定でございますが、来月の上旬に環境確保条例の改正特別部会を開催いたしたいと考えております。これまでの分科会のご審議を踏まえたご議論をそこでいただきたいと思っておりますので、開催日程につきましてはまた改めてご通知申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして第3回環境確保条例改正特別部会分科会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後6時58分閉会